平成２７年度　金融庁委託調査

カンボジアにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査

報告書

平成 27 年 10 月

株式会社　野村総合研究所

目次

1. 本調査事業の背景および目的 6
2. カンボジア国の金融システム全般 7
(1) カンボジア国における経済・金融のドル化 7
(2) 銀行セクター 8
1) 監督官庁 8
2) 銀行分類 8
3) セクターの概況 10
4) 主要法規 13
5) 主な業務規制 13
6) 参入規制 16
7) その他関連制度 18
(3) マイクロファイナンスセクター 20
1) 監督官庁 20
2) マイクロファイナンス機関分類 22
3) セクターの概況 23
4) 主要法規 24
5) 主な業務規制 24
6) 参入規制 26
(4) 保険セクター 27
1) 監督官庁 27
2) 保険会社分類 27
3) セクターの概況 28
4) 主要法規 30
5) 主な業務規制 31
6) 参入規制 32
7) マイクロ保険に関する動向 33
(5) 証券セクター 35
1) 監督官庁 35
2) 流通市場 35
3) 発行市場 38
4) 証券事業会社 39
5) セクターの概況 40
6) 主要法規 40
7) 主な業務規制 40

8) 参入規制 41
(6) ノンバンクセクター 42
1) 監督官庁 42
2) リース事業者 42
3) セクターの概況 42
4) 主要法規 43
5) 主な業務規制 43
6) 参入規制 43
(7) 決済システム 45
1) 小切手クリアリングシステム 45
2) National Clearing System 47
3. カンボジア国における企業向け金融サービス 48
(1) 日系企業進出動向 48
(2) 日系事業会社が利用する現地金融機関サービス 49
4. 日系金融機関がカンボジア国へ進出・事業展開する際の阻害要因 50
(1) 金融規制制度に関連する事項 50
(2) 金融規制制度関連以外の事項 52
5. 金融インフラ整備に向けた支援テーマ案 54
(1) NBC 向け支援テーマ案 54
1) 金融システム安定に係る組織能力強化 54
2) ノンバンク（ファイナンス・カンパニー）業態の制度整備支援 54
3) 電子マネーに関する制度整備支援 54
4) コングロマリット監督のあり方に関する制度整備支援 55
5) リース事業監督のあり方に関する情報提供 55
(2) MEF 向け支援テーマ案 56
1) 自賠責保険の完全導入に向けたロードマップ作成支援 56
2) 保険監督フレームワークに関する組織能力強化 56
(3) SECC 向け支援テーマ案 57
1) IPO 促進に向けたインセンティブ設計 57
2) 株式取引の活性化に向けて当局が担う役割の検討と具体化支援 57
3) 集団投資スキームに関する制度整備支援 57
4) アジア金融連携センター（AFPAC）等を通じた派遣職員の増員や本邦からの専門家派遣を含む組織能力強化 58
6. 参考文献・web サイト一覧 59

図表目次

図表 1 通貨別銀行預金額の推移 7
図表 2 NBC 監督下にある金融機関の分類 8
図表 3 商業銀行（36 行）及び特殊銀行（11 行）の一覧 9
図表 4 商業銀行（地場・外銀子会社・外銀支店）の総資産規模（2014 年末時点） ... 10
図表 5 特殊銀行の総資産規模（2014 年末時点） 11
図表 6 商業銀行（地場・外銀子会社・外銀支店）及び特殊銀行の総資産規模の推移 11
図表 7 債権区分と引当金比率 15
図表 8 トレジャリー・バランスの算出項目 15
図表 9 顧客預金額の加重算出比率 15
図表 10 健全性状態の基準 16
図表 11 金融機関設立のための最低資本金額 17
図表 12 クレジットカード利用残高の推移 19
図表 13 銀行別クレジットカード発行枚数（2014 年末時点） 19
図表 14 マイクロファイナンス登録、あるいはライセンス取得が求められる条件 20
図表 15 マイクロファイナンス融資商品の例（PRASAK） 21
図表 16 マイクロファイナンス機関（預金受入なし）（33 社）の一覧 22
図表 17 マイクロファイナンス機関（預金受入あり）（7 社）の一覧 22
図表 18 マイクロファイナンス機関の総資産規模（2014 年末時点） 23
図表 19 マイクロファイナンス機関の総資産規模の推移 24
図表 20 債権区分と引当金比率 25
図表 21 CBC 出資構成 26
図表 22 DFI 監督下にある保険関連事業者の分類 27
図表 23 保険会社の一覧 28
図表 24 損害保険収入料（元受保険収入料）の推移 29
図表 25 損害保険収入料（元受保険収入料）の種目別内訳 29
図表 26 損害保険料収入シェア 30
図表 27 保険関連事業者のライセンス有効期間 30
図表 28 ソルベンシーマージン比率 31
図表 29 保険事業を営む事業者に求められる保証金 31
図表 30 保険会社設立のための最低資本金額 32
図表 31 CBHI 実行者の例 33
図表 32 マイクロ保険に係る Prakas の主な内容 34
図表 33 CSX 沿革 35
図表 34 CSX 上場企業 35

図表 35 CSX 取引時間 36
図表 36 CSX(PWSA+GTI)時価総額の推移 37
図表 37 CSX(PWSA・GTI)日平均取引金額の推移 37
図表 38 CSX 上場基準（主な定量的要求事項） 38
図表 39 CSX 上場基準（主な定性的要求事項） 38
図表 40 緩和・変更後の主な上場基準 39
図表 41 証券事業会社の一覧（13 社） 40
図表 42 証券関連事業者の最低資本金額と最低預託金額 41
図表 43 リース事業会社の一覧（6 社） 42
図表 44 小切手クリアリング件数の推移 45
図表 45 ドル建て小切手クリアリング金額の推移 46
図表 46 リエル建て小切手クリアリング金額の推移 46
図表 47 MOC に登録されている日系企業数 48
図表 48 カンボジア国に駐在員事務所を開設している日系金融機関 48
図表 49 銀行貸出金利の推移（残高加重平均・貸出期間 12 ヶ月） 49
図表 50 最低賃金（月額）の推移 53

主な略語

ADB	Asian Development Bank （アジア開発銀行）
CBC	Credit Bureau Cambodia（カンボジア信用情報機関）
CSX	Cambodia Securities Exchange（カンボジア証券取引所）
IMF	International Monetary Fund （国際通貨基金）
MEF	Ministry of Economy and Finance （カンボジア経済財務省）
MOC	Ministry of Commerce（カンボジア商務省）
MOI	Ministry of Interior （カンボジア内務省）
MPTC	Ministry of Posts and Telecommunication （カンボジア郵便・電気通信省）
MPWT	Ministry of Public Works and Transport （カンボジア公共事業運輸省）
NBC	National Bank of Cambodia （カンボジア国立銀行）
SECC	Securities and Exchange Commission of Cambodia （カンボジア証券取引委員会）
WB	World Bank （世界銀行）

1. 本調査事業の背景および目的

我が国経済や金融資本市場が、アジア経済と一体的に発展していく観点からは地域全体としての金融機能の向上を図ることが重要である。

今回、金融庁では、カンボジア国に進出する日本企業の活動に対する円滑な資金供給の確保やその資金供給の役割を担う金融機関のカンボジア国への進出、日本企業による投資環境の改善の観点から、金融インフラ整備支援を行うことが効果的と考えられる分野を具体的に把握するために本委託調査を実施した。

本調査事業では、上記背景及び目的に鑑み、以下の内容に関する調査を実施した。

・カンボジア国の金融システム全般に関する調査

金融庁の支援カウンターパートである NBC、SECC、及び MEF が監督機能を担う、銀行・証券・ノンバンク（リース事業）・保険セクターについて、文献調査・現地企業等に対するヒアリングを行い、その情報を整理した。

・カンボジア国における企業向け金融サービス

カンボジア国に進出する日系事業会社の資金調達等において、当地における企業向け金融サービスの利用状況、課題等の整理を行った。

・日系金融機関がカンボジア国へ進出する際の阻害要因

前述のセクター情報を加味しながら、現状のカンボジア国における金融インフラや法規制制度の課題について調査・整理を行った。

・金融インフラ整備ニーズの高い分野

カンボジア国当局側の関心、及び金融庁による支援可能性も踏まえながら、今後の金融インフラ整備ニーズが高い分野について整理を行った。

・金融インフラ整備にあたっての課題

前述の調査結果、及びカンボジア国当局へのヒアリング内容を踏まえ、カンボジア国の金融インフラ整備に向けて、今後留意すべき事項を取りまとめた。

2. カンボジア国の金融システム全般

(1) カンボジア国における経済・金融のドル化

カンボジア国の金融セクターについて述べる際に、まず念頭に置く必要があるのは、経済活動の多くにおいて外貨（主に米ドル）が使用される「ドル化経済」という点である。

調査時点において、国内通貨であるリエル建て支払いが義務付けられているのは、①公務員給与支払い、②税金納付、③証券取引所における決済、の 3 つに限られており（NBC ヒアリングより）、カンボジア国におけるドル化は政府容認となっている。銀行預金については 95%以上が外貨建て（2014 年）である。

図表 1 通貨別銀行預金額の推移

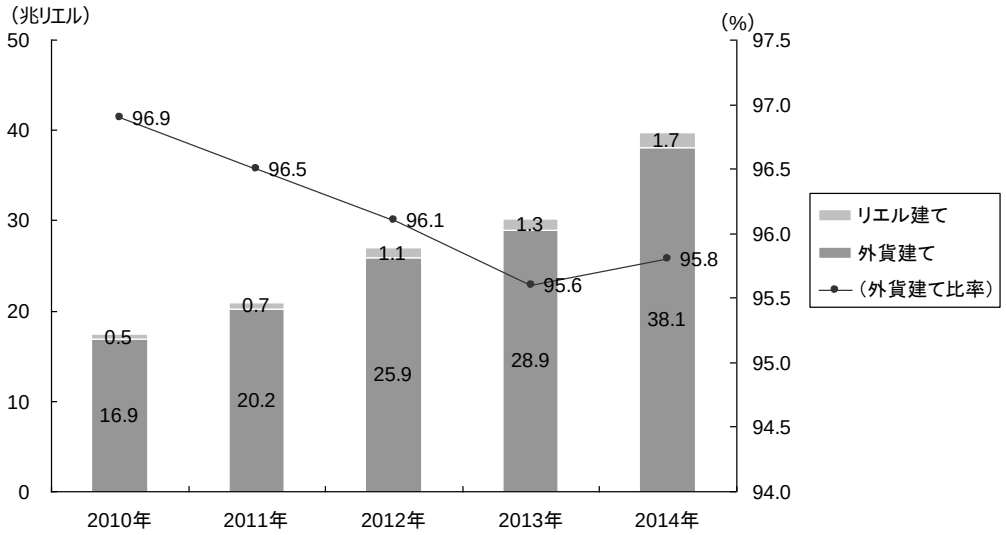

出所）NBC より NRI 作成（各年末時点）

ドル化が発生した背景には、クメール・ルージュ時代に通貨が廃止されたこと、及び、その後の支援に取り組んだ、国際連合カンボジア暫定統治機構（UNTAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia）が国内調達分の支払をドルで行ったことが挙げられる。1992 年～1993 年にかけて活動した UNTAC は、人件費や事務所借上げ費用等の支払いをドルで行っていた。文献によると、当時のカンボジア国外務大臣が、「国連職員の給与の一部をカンボジア国経済へ投入すべく、給与のうち少なくとも 10%をカンボジア・リエルに交換するよう義務付けることを、明石康氏（国際連合事務総長特別代表）に依頼するも却下された」（「MONEY AND SOVEREIGNTY (NBC / Jean-Daniel Gardere, Melon Rouge, 2010 年)」参照）ため、国内のドル流通量増加を招くことになった。

経済・金融のドル化に起因する問題は、カンボジア金融システムの安定性に対して大きな影響を及ぼしている。

(2) 銀行セクター

1) 監督官庁

銀行セクターの監督官庁は NBC(National Bank of Cambodia)である。NBC はカンボジア国の中央銀行として、通貨発行、金融政策の策定と実行、為替管理、金融機関の監督等の機能を担っている。1954 年には現在の NBC の前身が設立されたものの、1970 年代の民主カンプチア国時代（クメール・ルージュ政権）に閉鎖されている。現在の NBC は、1996 年に成立したカンボジア国立銀行法(LNBC: Law on the Organization and Conduct of the National Bank of Cambodia)を法的根拠として運営されている。

NBC の監督下にある金融機関は以下のカテゴリに分類されている。

図表 2 NBC 監督下にある金融機関の分類

金融機関分類	（英語）	行/社/店数
商業銀行	Commercial Banks	36 行
特殊銀行	Specialized Banks	11 行
マイクロファイナンス機関（預金受入なし）	Microfinance Institutions	33 社
マイクロファイナンス機関（預金受入あり）	Microfinance Deposit Taking Institutions	7 社
リース会社	Leasing Companies	6 社
駐在員事務所	Representative Offices	8 行
両替商	Money Changers	1,775 店
NBC 地方支店	NBC Provincial Branches	21 支店

出所）NBC より NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

2) 銀行分類

商業銀行は資本構成や設立時の経緯等に応じて、下記 3 つの分類がなされている。

・地場商業銀行(Locally Incorporated Commercial Banks)13 行

一般的な商業銀行。資本構成や設立時の経緯によって、地場商業銀行と呼称される。

・外国銀行子会社(Subsidiary Banks)12 行

外国銀行の子会社である現地法人。カンボジア国内に複数店舗を有する。

・外国銀行支店(Foreign Branch Banks)11 支店

カンボジア国外に本店を有する外国銀行が支店を開設して営業するもの。カンボジア国内に 1 支店を開設することができる。

また、1999 年銀行業及び金融機関法(LBFI: Law on Banking and Financial Institution, dated on 18 November 1999)では、銀行業務として下記 3 つが定められている(Article 2, LBFI)。

①リース、保証、及びコミットメントを含む信用業務

②公衆からの非準備預金の受入れ業務

③内貨あるいは外貨による顧客に対する支払い業務

これら３つの業務のうち、１つのみを取扱う銀行が「特殊銀行(Specialized Bank)」と定義されている。特殊銀行は、商業銀行の補完的な位置付けとされており、カンボジア国政府が決定する優先分野（中小企業向け融資など）において専門性を有する。特殊銀行には、国有銀行 1 行(Rural Development Bank)、民間銀行 10 行の合計 11 行が存在する。

図表 3 商業銀行（36 行）及び特殊銀行（11 行）の一覧

地場商業銀行 13 行		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	ACLEDA BANK Plc.	NGO に由来。SMBC(12.25%)、オリックス(6.00%)による出資あり（2015 年 9 月に持分を増加させる予定）。
2	ADVANCED BANK OF ASIA LIMITED.	カナダ・ナショナル銀行（41.93%）による出資あり。
3	BANK FOR INVESTMENT& DEVELOPMENT OF CAMBODIA Plc.	ベトナム・BIDV(80%)による出資あり。
4	BOOYOUNG KHMER BANK	韓国系
5	CAMBODIA ASIA BANK LTD.	カンボジア地場系
6	CAMBODIA MEKONG BANK PUBLIC LIMITED.	マレーシア系個人による出資
7	CAMBODIAN POST BANK Plc.	Canadia Investment Holdings、MPTC による出資あり。
8	CANADIA BANK PLC.	カナダから帰国したカンボジア人、NBC による設立。
9	FOREIGN TRADE BANK OF CAMBODIA.	元国有外為銀行。MEF(10%)による出資あり。
10	MARUHAN JAPAN BANK Plc.	マルハングループ(100%)による出資。
11	PHILLIP BANK PLC.	シンガポール系
12	PHNOM PENH COMMERCIAL BANK	SBI ホールディングス(47.6%)による出資あり。
13	VATTANAC BANK	カンボジア企業 Vattanac グループ
外国銀行子会社 12 行		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	ANZ ROYAL BANK CAMBODIA Ltd.	オーストラリア系（カンボジア Royal Group との合弁）
2	CAMBODIAN COMMERCIAL BANK LTD.	タイ系（Siam Commercial Bank グループ）
3	CAMBODIAN PUBLIC BANK Plc.	マレーシア系（Public Bank グループ）
4	CATHAY UNITED BANK(CAMBODIA) Corp.,Ltd.	台湾系
5	CIMB BANK PLC.	マレーシア系（CIMB グループ）
6	Hong Leong Bank (Cambodia) PLC.	マレーシア系（HLB グループ）
7	KOOKMIN BANK CAMBODIA.	韓国系（KB グループ）
8	MAYBANK (CAMBODIA) PLC.	マレーシア系（Maybank グループ）
9	RHB Indochina Bank Limited.	マレーシア系（RHB グループ）
10	SACOMBANK (Cambodia) PLC.	ベトナム系
11	SHINHAN KHMER BANK Limited.	韓国系
12	UNION COMMERCIAL BANK PLC.	台湾系
外国銀行支店 11 支店		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	AGRIBANK Cambodia Branch	ベトナム系
2	Bangkok Bank Public Company Limited, Cambodia Branch	タイ系（バンコク銀行）
3	BANK OF CHINA LIMITED Phnom Penh Branch	中国系
4	BANK OF INDIA Phnom Penh Branch	インド系
5	FIRST COMMERCIAL BANK Phnom Penh Branch	台湾系
6	ICBC Bank Limited Phnom Penh Branch	中国系（ICBC：中国工商銀行）
7	KRUNG THAI BANK PUBLIC CO., LTD Phnom Penh Branch	タイ系（クルンタイ銀行）
8	MB Bank Plc. Phnom Penh Branch Cambodia	ベトナム系（Military Bank）
9	Mega International Commercial Bank Co.,Ltd. Phnom Penh Branch	台湾系
10	SHB Plc. Phnom Penh Branch Cambodia	ベトナム系(Saigon Hanoi Commercial Joint Stock Bank)
11	Taiwan Cooperative Bank, Phnom Penh Branch	台湾系
特殊銀行 11 行		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	ANCO SPECIALIZED BANK	－
2	ANGKOR CAPITAL SPECIALIZED BANK	－
3	CAM CAPITAL SPECIALIZED BANK Plc.	－
4	CAMKO Specialized Bank	－
5	CHIEF (CAMBODIA) SPECIALIZED BANK Plc.	－
6	FIRST INVESTMENT SPECIALIZED BANK	－
7	OXLEY WORLDBRIDGE SPECIALIZED BANK PLC.	－
8	PHMSE SPECIALIZED BANK Ltd.	－
9	RURAL DEVELOPMENT BANK	国有特殊銀行
10	TOMATO SPECIALIZED BANK	－
11	WING (CAMBODIA) LIMITED SPECIALISED BANK	モバイル送金事業者（2014 年に特殊銀行ライセンス取得）

出所）NBC より NRI 作成（2015 年 8 月末時点）

3)　セクターの概況

商業銀行については、アクレダ銀行を筆頭として、カナディア銀行、カンボジア・パブリック銀行、ANZ ロイヤル銀行が総資産規模の上位行となっている。

図表 4　商業銀行（地場・外銀子会社・外銀支店）の総資産規模（2014 年末時点）

		銀行分類	総資産（億リエル）	総資産（億円）
1	ACLEDA BANK Plc.	地場	125,682	3,770
2	CANADIA BANK PLC.	地場	94,898	2,847
3	CAMBODIAN PUBLIC BANK Plc.	外銀子会社	60,194	1,806
4	ANZ ROYAL BANK CAMBODIA Ltd.	外銀子会社	42,232	1,267
5	ICBC Bank Limited Phnom Penh Branch	外銀支店	32,734	982
6	BANK OF CHINA LIMITED Phnom Penh Branch	外銀支店	26,129	784
7	FOREIGN TRADE BANK OF CAMBODIA.	地場	25,418	763
8	MAYBANK (CAMBODIA) PLC.	外銀子会社	24,599	738
9	BANK FOR INVESTMENT& DEVELOPMENT OF CAMBODIA Plc.	地場	24,248	727
10	ADVANCED BANK OF ASIA LIMITED.	地場	20,692	621
11	UNION COMMERCIAL BANK PLC.	外銀子会社	18,946	568
12	CIMB BANK PLC.	外銀子会社	14,455	434
13	RHB Indochina Bank Limited	外銀子会社	14,319	430
14	VATTANAC BANK	地場	13,603	408
15	FIRST COMMERCIAL BANK Phnom Penh Branch	外銀支店	12,379	371
16	PHNOM PENH COMMERCIAL BANK	地場	12,171	365
17	CAMBODIAN COMMERCIAL BANK LTD.	外銀子会社	9,045	271
18	MARUHAN JAPAN BANK Plc.	地場	8,538	256
19	Mega International Commercial Bank Co.Ltd. Phnom Penh Branch	外銀支店	8,049	241
20	SHB Plc. Phnom Penh Branch Cambodia	外銀支店	6,765	203
21	CATHAY UNITED BANK(CAMBODIA) Corp.,Ltd.	外銀子会社	6,586	198
22	SACOMBANK (Cambodia) PLC.	外銀子会社	6,237	187
23	SHINHAN KHMER BANK Limited.	外銀子会社	5,336	160
24	CAMBODIAN POST BANK Plc.	地場	5,284	159
25	Taiwan Cooperative Bank, Phnom Penh Branch	外銀支店	4,538	136
26	KRUNG THAI BANK PUBLIC CO., LTD Phnom Penh Branch	外銀支店	4,264	128
27	Hong Leong Bank (Cambodia) PLC	外銀子会社	4,064	122
28	CAMBODIA ASIA BANK LTD.	地場	4,002	120
29	KOOKMIN BANK CAMBODIA.	外銀子会社	3,485	105
30	PHILLIP BANK PLC.	地場	3,440	103
31	MB Bank Plc. Phnom Penh Branch Cambodia	外銀支店	3,036	91
32	CAMBODIA MEKONG BANK PUBLIC LIMITED.	地場	2,090	63
33	AGRIBANK Cambodia Branch	外銀支店	1,825	55
34	BOOYOUNG KHMER BANK	地場	1,674	50
35	BANK OF INDIA Phnom Penh Branch	外銀支店	701	21

出所）NBC データより NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

KHR1=JPY0.03(2014 年 12 月 31 日時点為替レート)

2015 年 6 月に開業したバンコク銀行カンボジア支店は除外

特殊銀行については、国有特殊銀行である Rural Development Bank が総資産規模で最大手となっている。

図表 5 特殊銀行の総資産規模（2014 年末時点）

		総資産（億リエル）	総資産（億円）
1	Rural Development Bank	2,824	85
2	Cam Capital Specialized Bank	1,816	54
3	Angkor Capital Specialized Bank	1,062	32
4	First Investment Specialized Bank	663	20
5	Chief (Cambodia) Specialized Bank Plc.	518	16
6	CAMKO Specialized Bank	484	15
7	Anco Specialized Bank	480	14
8	PHSME Specialized Bank Ltd.	383	12
9	Tomato Specialized Bank	364	11

出所）NBC データより NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

KHR1=JPY0.03(2014 年 12 月 31 日時点為替レート)

Wing Specialized Bank、及び OXLEY WORLDBRIDGE Specialized Bank は除外

商業銀行（地場・外銀子会社・外銀支店）及び特殊銀行の総資産規模は、直近 5 年間で約 25%の年平均成長率を示している。内訳では、総資産の約 99%が商業銀行で占められている。

図表 6 商業銀行（地場・外銀子会社・外銀支店）及び特殊銀行の総資産規模の推移

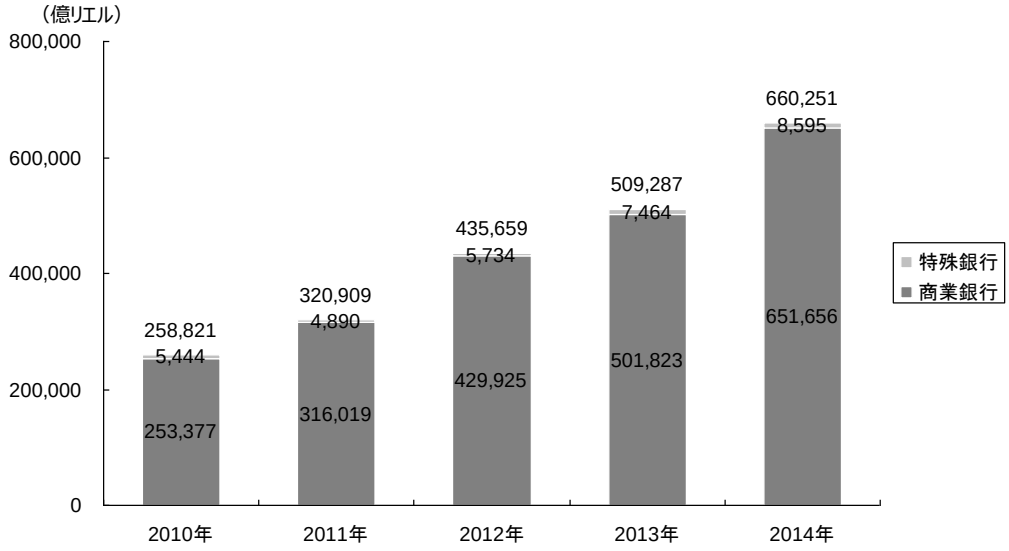

出所）NBC データより NRI 作成（各年末時点）

（参考）金融セクター発展戦略

2001 年に、カンボジア国金融セクターの健全な発展に向けたブループリントとして、「金融セクター発展に向けたビジョンと計画 2001 年～2010 年(Blueprint: Vision and Financial Sector Development Plan 2001–2010)」が公表された。2006 年には、ブループリントを更新・修正し、「金融セクター発展戦略 2006 年～2015 年(FSDS: Financial Sector Development Strategy 2006-2015)」として公表された。さらに、2008 年に発生したリーマン・ショック等に端を発する世界金融危機に伴って、FSDS 2006-2015 を、FSDS 2011-2020 として改訂することが決定された。

2011 年 11 月 25 日には、中長期的な金融セクター発展に向けて、FSDS 2011-2020 が閣僚会議によって採択された。ブループリント、及び FSDS の策定にあたっては、ADB による支援が行われている。

FSDS2011-2020 では、9 分野の行動計画が示されている。各分野における具体的な取組み内容の例は以下のとおり。

①銀行セクター

・関連官庁との協働を含む制度的枠組みの強化

・金融セクター監督委員会の設置

・高度なドル化経済における金融セクターのリスク管理

②アンチ・マネーロンダリング(AML: Anti-Money Laundering)、テロ資金提供対策(CFT: Combating the Financing of Terrorism)

・2007 年制定 AML/CFT 法の遵守

③マイクロファイナンス

・規制・制度的枠組みの強化

・マイクロファイナンス機関に対する監督効果の自己評価

・規制・制度的枠組み、ライセンス発給条件の評価

④リース

・ファイナンス・リースの規制・制度枠組みの策定

・プルデンシャル規制の導入

・担保登記制度の拡大

⑤保険、年金

・規制・制度的枠組みの策定

・保険監督者国際機構(IAIS: International Association of Insurance Supervisors)の保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）との整合

・年金スキームの策定

⑥資本市場

・国債市場の育成

・流通市場の規制・制度的枠組みの策定

・格付け機関(CRA: Credit Rating Agency)の設置

⑦ガバナンス、インフラストラクチャー

・LNBC、LBFI の改訂

・消費者保護制度の整備

⑧財産評価、不動産業、住宅開発

・規制・制度的枠組みの策定

⑨組織能力強化

・金融監督当局における組織能力強化全般の実施

・指導的立場の人材育成

4) 主要法規

銀行セクターに関連する法規は、NBC が所管する「1999 年銀行業及び金融機関法(LBFI: Law on Banking and Financial Institution, dated on 18 November 1999)」が主である。LBFI によって、商業銀行(Commercial Banks)、特殊銀行(Specialized Banks)、及び駐在員事務所(Representative Office)の業務範囲、設立要件等が規定されている。詳細な規制については随時 NBC により Prakas などが発行され、関係者に周知されることとされている。

5) 主な業務規制

銀行業における主な業務規制としては、以下のものが挙げられる。

①大口信用供与規制

カンボジア国における大口信用供与規制は、一貸出先あたり自己資本の 20%以内と定められている(Article 2, Prakas on Controlling Banks and Financial Institutions' Large Exposures, dated on November 3, 2006 "No. B7-06-226 Pro Kor")。

また、直接・間接的に支配権を有する、同一の親会社、あるいは 10%以上の出資を行っている場合など、いわゆる"同一グループ"向け貸出については、自己資本の 10%以内と定められている(Article 4)。他の銀行、あるいは国際的な金融機関による保証が行われている融資については、NBC の承認がある場合にはリスクウェイトを半減した上で、計上することが認められている。

なお、金融機関からの要請がある場合、下記 2 つの条件に基づいて NBC の承認が得られた場合には、自己資本の 35%まで与信を拡大することが認められる(Article 6)。

・金融機関の経営状況について、”Satisfactory”（十分な水準にある）と NBC が判断した場合、あるいは投資適格(Investment Grade)と国際的な格付機関が判断した場合
・監査済み財務諸表、クレジットレポート、その他の書類を以て、貸出先の財務・経営状況が良好であると NBC が判断した場合

加えて、個々の大口信用供与（自己資本の 10%以上）の合計額が自己資本の 300%以内となるように規定されている(Article 7)。

②自己資本比率規制

カンボジア国では、自己資本比率規制として 15%が規定されている(Article 1, Prakas on Amendment of Prakas Relating to the Banks' Solvency Ratio dated December 29, 2004 "No. B7-04-206 Pro Kor")。自己資本は、中核的自己資本(Tier I)、及び補完的項目(Tier II)から構成される(Prakas on The Calculation of Banks' Net Worth, dated on October 15, 2010 "No. B7-010-182 Pro Kor")。

③ネットオープンポジション規制

為替リスク管理の目的から、外国為替のポジションに対する規制が行われている。買いポジション、売りポジションともに、自己資本の 20%以内までに制限されている。さらに、個別外国通貨でのポジションについても、自己資本の 20%以内に制限されている(Article 4, Prakas on The Monitoring of Banks' and Financial Institutions' Net Open Position in Foreign Currency, dated on August 27, 2007 "No. B7-07-134 Pro Kor")。

④準備金規制

NBC に対する準備金の積立については、預金と借入金の合計額（14 日間平均）に対して、以下の比率と定められている。

・リエル建て 8%
・外貨建て 12.5%（うち 8%を超過する 4.5%分については利息が付与される）

上記に加えて、基準となる準備金額の 80%以上を日々維持することも求められている(Prakas on Maintenance of Reserve Requirement against Commercial Banks' Deposits and Borrowings, dated September 13, 2012 "No. B7-012-140 Pro Kor")。

⑤不良債権引当金比率規制

健全性維持の観点から債権額（グロス）に対する引当金比率が定められている(Article 13, Prakas on Asset Classification and Provisioning in Banking and Financial Institutions, dated February 25, 2009 “No. B7-09-074 Pro Kor”)。なお、Substandard（破綻懸念先）以下の区分が Non-Performing（不良債権）として扱われる。

図表 7 債権区分と引当金比率

債権区分	最低引当金比率
Normal（正常先）	1%
Special Mention（要注意先）（30 日以上の延滞）	3%
Substandard（破綻懸念先）（90 日以上の延滞）	20%
Doubtful（実質破綻先）（180 日以上の延滞）	50%
Doubtful of Loss（破綻先）（360 日以上の延滞）	100%

出所）NBC より NRI 作成

⑥流動資産比率規制

流動負債に対する流動資産比率を 50%以上に常に維持することが義務付けられている(Article 6, Prakas on Amendment of Prakas on Liquidity for Banks and Financial Institutions, dated December 29, 2004 “No. B7-04-207”) 。

流動資産比率の算出にあたっては、[トレジャリー・バランスの借方+残存期間 1 ヶ月以内の貸出金+残存期間 1 ヶ月以内の短期国債保有額]を、[トレジャリー・バランスの貸方+顧客預金額（加重算出）]で除すこととされている。

図表 8 トレジャリー・バランスの算出項目

借方	貸方
-現金、及び金 -NBC に対する預金 -銀行預金 -銀行・金融機関向け貸出金（残存期間 1 ヶ月以内）	-NBC、及び銀行・金融機関に設定された要求払預金の与信バランス -NBC、及び銀行からの借入金（満期 1 ヶ月以内）

出所）NBC より NRI 作成

図表 9 顧客預金額の加重算出比率

預金種類	加重比率
定期預金・譲渡性定期預金（残存期間 1 ヶ月以内）	80%
定期預金・譲渡性定期預金（残存期間 1 ヶ月以上）	50%
普通預金	50%
要求払預金	60%

出所）NBC より NRI 作成

⑦固定資産比率規制

総資産(Total Net Worth)に対する固定資産比率を 30%以内に維持することが義務付けられている(Article 3, Prakas on Fixed Assets of Banks, dated November 8, 2001 “No. B7-01-186 Pro Kor”) 。

⑧早期是正措置に係る規制

自己資本比率が 15%に達しない場合、早期是正措置として資本回復計画(CRP: Capital Restoration Plan)の作成と提出が義務付けられている(Prakas on Standardized Procedure for Prompt Corrective Actions for Banking and Financial Institutions, dated on October 17, 2002 “No.B7-02-203 Pro Kor”)。自己資本比率の水準に応じて、健全性の状態が 5 つに分類される。”Under Capitalized”以下に分類された場合、30 日以内の CRP 提出が求められる。

図表 10 健全性状態の基準

自己資本比率	健全性の状態
20%以上	Well-Capitalized
15%以上～20%未満	Adequately Capitalized
10%以上～15%未満	Undercapitalized
5%以上～10%未満	Significantly Undercapitalized
5%未満	Critically Undercapitalized

出所）NBC より NRI 作成

6) 参入規制

カンボジア国における銀行業ライセンスは、NBC が発給することが規定されている(Article 7, 1996 年カンボジア国立銀行法)。商業銀行（地場・外銀子会社・外銀支店）の開設に係る一般的な規制としては資本金規制が挙げられる。

・資本金規制

商業銀行（地場・外銀子会社・外銀支店）及び特殊銀行を開設するにあたっての最低資本金額は、支配権を行使し得る株主の要件に応じて設定されている(Prakas on New Capital Requirement and Criteria for Licensing Approval of Banks, dated on September 19, 2008 “No. B7-08-193”)。

図表 11 金融機関設立のための最低資本金額

金融機関	支配権を行使し得る株主の要件	最低資本金額
商業銀行（外国銀行支店を含む）	最低 1 株主が銀行あるいは金融機関として投資適格格付けを持つ	500 億リエル（1,250 万ドル）
	個人あるいは会社（投資適格格付けを持たない）	1,500 億リエル（3,750 万ドル）
特殊銀行	最低 1 株主が銀行あるいは金融機関として投資適格格付けを持つ	100 億リエル（250 万ドル）
	個人あるいは会社（投資適格格付けを持たない）	300 億リエル（750 万ドル）

出所）NBC より NRI 作成

「投資適格格付け」の定義は、以下の格付機関が付与する発行体格付け（長期）を指している(Circular on Investment Grade, dated on July 7, 2010 “No.B7-010-001”)。

・Moody’s Asia Pacific ：Baa3 以上

・Standard & Poor’s Corporation ：BBB-以上

・Fitch ：BBB-以上

なお、カンボジア国においては、銀行業を営むにあたっての外資出資比率規制は存在しない（外資100%での銀行設立が可能）。

・フィット＆プロパー（適格性）要求事項

銀行を含む金融機関の経営層に対するフィット＆プロパー（適格性）要求事項が定められている(Prakas on Fit and Proper Regulatory Requirements for Applying Entities and Licensed Banks and Financial Institutions, dated on November 25, 2008 “No. B7-08-212 Pro Kor”)。NBC による審査事項として 3 つが示されている。

①誠実さ、清廉さ

②適正な教育、業務経験

③財務健全性

NBC によるフィット＆プロパーテストの対象者は以下のとおり。

・取締役会メンバー

・上級管理職

・外国銀行支店の管理職

・上記の代理人として行動するすべてのスタッフ

取締役会のメンバーを含め、経営層への就任にはNBCの事前承認が必要とされる。要求される資質のレベルは、銀行規模や業務範囲、難易度に応じて定められるとされている。

7) その他関連制度

・預金保護制度

カンボジア国には預金保護制度は存在しない。

（参考）クレジットカード市場の動向

クレジットカードの発行は銀行（商業銀行・特殊銀行）に対して認められている。2014 年末時点の利用残高は 531 億リエルとなっており、前年比+12%程度の成長を見せている。

図表 12 クレジットカード利用残高の推移

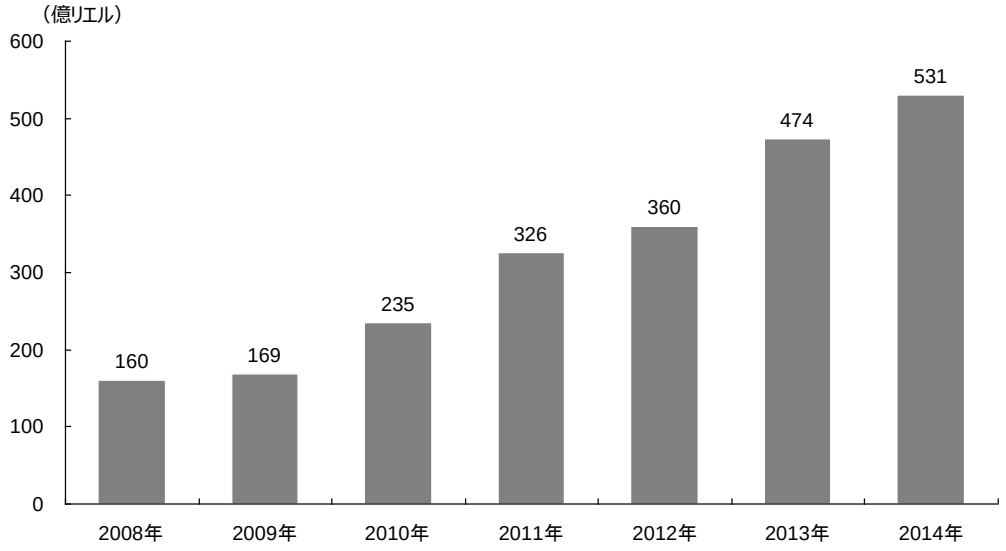

出所）NBC データより NRI 作成（各年末時点）

2014 年末時点では、商業銀行 10 行によるクレジットカード発行がなされている。枚数ベースでは、アクレダ銀行が最も多く、次いでユニオン商業銀行、カナディア銀行、ANZ ロイヤル銀行が続く。

図表 13 銀行別クレジットカード発行枚数（2014 年末時点）

銀行名	発行枚数（枚）	構成比（%）
（合計）	31,261	100.0
Acleda Bank Plc.	7,480	23.9
Union Commercial Bank Plc.	5,113	16.4
Canadia Bank Plc.	5,022	16.1
ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd.	4,701	15.0
Cambodian Public Bank Plc.	4,559	14.6
Cathay United Bank (Cambodia) Corporation Limited	2,445	7.8
Advanced Bank of Asia Ltd.	828	2.6
Vattanac Bank	600	1.9
ICBC Limited Phnom Penh Branch*	476	1.5
Cambodia Mekong Bank Public Ltd.	37	0.1

出所）NBC データより NRI 作成（2014 年末時点）

(3) マイクロファイナンスセクター

1) 監督官庁

マイクロファイナンスセクターの監督官庁は NBC(National Bank of Cambodia)である。マイクロファイナンス機関は、低所得者層、及び小規模事業者向けに、融資あるいは預金といった金融サービスを提供する金融機関として定義されている。

（参考）マイクロファイナンス機関の登録・ライセンス取得の義務付け

カンボジア国においてはマイクロファイナンス事業を営む事業者の登録・ライセンス取得義務が明確にされていなかった。しかしながら、2002 年にはそれまで事業を営んできた事業者に対して、NBC への登録、あるいはライセンス取得が義務付けられた(Article 3/8, Prakas on Registration and Licensing of Microfinance Institutions, dated on February 25, 2002, “No. B7-02-49 Pro Kor”)。当時の条件は以下のとおりである。

図表 14 マイクロファイナンス登録、あるいはライセンス取得が求められる条件

		「登録」義務	ライセンス取得義務
a.信用業務を行う場合	融資残高	1 億リエル以上	10 億リエル以上
	貸出人数	-	1,000 人以上
b.預金調達を行う場合	公衆からの預金額	100 万リエル以上	1 億リエル以上
	預金人数	100 人以上	1,000 人以上

出所）NBC より NRI 作成

2014 年末時点では、ライセンス取得事業者が 40 社、登録事業者が 38 組織（主に NGO）、存在するものの、登録あるいはライセンス取得を行わないマイクロファイナンス事業者も存在する。2015 年 2 月 2 日には、NBC 及び MEF より、マイクロファイナンス事業に関する共同声明が発表された。その中では、マイクロファイナンス登録あるいはライセンス取得を行わずに、一部の NGO や団体による貸出しが行われていることを非難するとともに、それら事業者の活動停止を命ずることが示された。また、借り手に対しては、事業者が正規の登録あるいはライセンス取得を行っているかどうかを確認するよう注意喚起が行われた。登録・ライセンス取得事業者に比べると、より高い金利での貸出しが行われており、返済が困難になる等の問題が生じていることが示された。

NBC 及び MEF では上記の共同声明について周知を図るべく、地方部での合同セミナーを開催している。2015 年 7 月にはシェムリアップ州、バンテイメンチェイ州、バッタンバン州の、8 月にはカンダル州の NBC 支店において合同セミナーが開催された。共同声明の発表以降、多数のマイクロファイナンス事業者が登録、あるいはライセンス取得に向けて手続きを始めたとの報道がなされている。

（参考）マイクロファイナンス機関が提供する融資商品

マイクロファイナンス機関では、小口融資を行っているが、最大手 Prasac では以下のような融資商品を提供している。融資額の上限は、Micro Loans で 600 万リエル（1,450 ドル相当: 2014 年 12 月 31 日時点レート）、Personal Loans では 2 億リエル（48,350 ドル相当）となっている。融資にあたっては土地等の不動産担保が必要とされる。

図表 15 マイクロファイナンス融資商品の例（PRASAK）

	Micro Loans （個人事業者向け事業ローン）	Personal Loans （改築、什器購入など）
融資通貨	リエル、ドル、バーツ	リエル、ドル、バーツ
融資額	30 万リエル～600 万リエル （～約 1,450 ドル相当）	30 万リエル～2 億リエル
金利（月）	2.4%～2.8%	1.3%～2.7%
期間	3 ヶ月～48 ヶ月	3 ヶ月～60 ヶ月

出所）PRASAC より NRI 作成

2） マイクロファイナンス機関分類

マイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions)は、預金受入の有無によって２つに分類されている。預金受入を行う機関として 7 社、預金受入を行わない機関として 33 社の合計 40 社が存在する（2014 年 12 月末時点）。日系事業者としては AEON Micro Finance（タイ法人 AEON Thana Sinsapの100%子会社）、PRASAC（ORIXスリランカ法人の出資あり）、SATHAPANA（マルハンジャパン銀行の出資あり）が挙げられる。

図表 16 マイクロファイナンス機関（預金受入なし）（33 社）の一覧

マイクロファイナンス機関（預金受入なし） 33 社			
1	ACTIVE PEOPLES MICROFINANCE INSTITUTION Plc	18	KHEMARAK MICROFINANCE INSTITUTION LIMITED
2	AEON MICROFINACE (CAMBODIA) Co., Ltd	19	LY HOUR MICROFINANCE INSTITUTION Plc
3	ANGKOR ACE STAR CREDITS LIMITED	20	MAXIMA MIKROHERANHVATHO Plc
4	BAYON CREDIT LIMITED	21	MICROFINANCE AMATAK CAPITAL Plc
5	BORIBO MICROFINANCE INSTITUTION Plc	22	NIRON MIKROHERANHVATHO PLC.
6	CAMMA MICROFINANCE LIMITED	23	ORO FINANCE CORP Plc
7	CENTURY CAMBO DEVELOPMENT PLC.	24	PRIME MF MICROFINANCE INSTITUTION Ltd
8	CHAMROEUN MICROFINANCE LIMITED	25	SACHAK MICROFINANCE Plc
9	CITY MICROFINANCE Plc	26	SAMIC MICROFINANCE INSTITUTION Plc
10	DELTA MICROFINANCE PLC.	27	SAMRITHISAK MICROFINANCE LIMITED
11	ENTEAN AKPEVATH PRACHEACHUN LIMITED (EAP)	28	SEILANITHIH LIMITED
12	Farmer Finance LTD (FF)	29	SONATRA MICROFINANCE INSTITUTION Plc
13	FARMER UNION DEVELOPMENT FUND	30	TACA MICROFINANCE PLC.
14	FIRST FINANCE Plc	31	THANEAKEA PHUM (CAMBODIA) Ltd
15	GREEN CENTRAL MICROFINANCE Ltd	32	WOORI FINANCE CAMBODIA Plc.
16	INTEAN POALROATH RONGROEURNG Ltd	33	YCP MICROFINANCE LIMITED
17	KEY MICROFINANCE INSTITUTION Plc		

出所）NBC より NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

図表 17 マイクロファイナンス機関（預金受入あり）（7 社）の一覧

マイクロファイナンス機関 （預金受入あり） 7 社		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	AMRET Co., Ltd	–
2	ANGKOR MIKROHERANHVATHO (KAMPUCHEA) Co., Ltd	–
3	HATTHA KAKSEKAR LIMITED	–
4	KREDIT MICROFINANCE INSTITUTION Plc	–
5	PRASAC MICROFINANCE INSTITUTION LIMITED	ORIX スリランカ法人が 22.25%を出資する最大手事業者。
6	SATHAPANA LIMITED	マルハンジャパン銀行（95.1%）による出資あり。
7	VISIONFUND (CAMBODIA) LTD	–

出所）NBC より NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

なお、2015 年 8 月 10 日には TBB (Cambodia) Microfinance Institution Plc.社が、8 月 27 日には Royal Micro Finance PLC.社が事業を開始している。

3) セクターの概況

総資産規模では、PRASAC を筆頭に、マイクロファイナンス機関（預金受入あり）が上位を占める。

図表 18 マイクロファイナンス機関の総資産規模（2014 年末時点）

		預金受入分類	総資産（億リエル）	総資産（億円）
1	Prasac Microfinance Institution Limited	○	28,617	859
2	Sathapana Limited	○	14,775	443
3	Amret Co., Ltd	○	14,077	422
4	Hattha Kaksekar Limited	○	12,893	387
5	Thaneakea Phum (Cambodia) Ltd	×	5,478	164
6	Kredit Microfinance Institution Plc	○	4,954	149
7	AMK Co., Ltd.	○	4,857	146
8	Visionfund (Cambodia) Ltd	○	4,315	129
9	LY HOUR Microfinance Institution Plc	×	1,346	40
10	AEON Microfinace (Cambodia) Co., Ltd	×	1,078	32
11	Active People's Microfinance Institution Plc	×	817	25
12	Fisrt Finance Plc	×	799	24
13	Oro Microfinance Plc	×	571	17
14	SAMIC Microfinance Institution Plc	×	539	16
15	Chamroeun Microfinance Limited	×	403	12
16	Malis Finance Plc ※現在 WOORI FINANCE	×	387	12
17	Intean Poalroath Rongroeurng Ltd	×	383	11
18	Green Central Microfinance Ltd	×	355	11
19	Sonatra Microfinance Institution Plc	×	282	8
20	Samrithisak Microfinance Limited	×	252	8
21	Prime MF Microfinance Institution Ltd	×	231	7
22	Seilanithih Limited	×	216	6
23	Maxima Mikroheranhvatho Plc	×	210	6
24	Camma Microfinance Limited	×	207	6
25	Entean Akpevath Pracheachun Limited	×	187	6
26	Nirorn Microfinance Plc	×	167	5
27	Delta Microfinance Plc	×	144	4
28	City Microfinance Plc	×	127	4
29	YCP Microfinance Limited	×	105	3
30	BORIBO Microfinance Institution Plc	×	104	3
31	Khemarak Microfinance Institution Limited	×	90	3
32	Farmer Union Development Fund	×	84	3
33	Microfinance Amatak Capital Plc	×	82	2
34	Sachak Microfinance Plc	×	68	2
35	BAYON Credit Limited	×	65	2
36	KEY Microfinance Institution Plc	×	65	2
37	Taca Microfinance Plc	×	43	1
38	Angkor ACE Star Credits Limited	×	36	1
39	Farmer Finance Ltd	×	17	1

出所）NBC データより NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

KHR1=JPY0.03(2014 年 12 月 31 日時点為替レート)

Century Cambo Development Plc は除外

総資産規模は、直近 5 年間で約 50%の年平均成長率を示している。内訳では、総資産の約 85%がマイクロファイナンス機関（預金受入あり）で占められている。

図表 19 マイクロファイナンス機関の総資産規模の推移

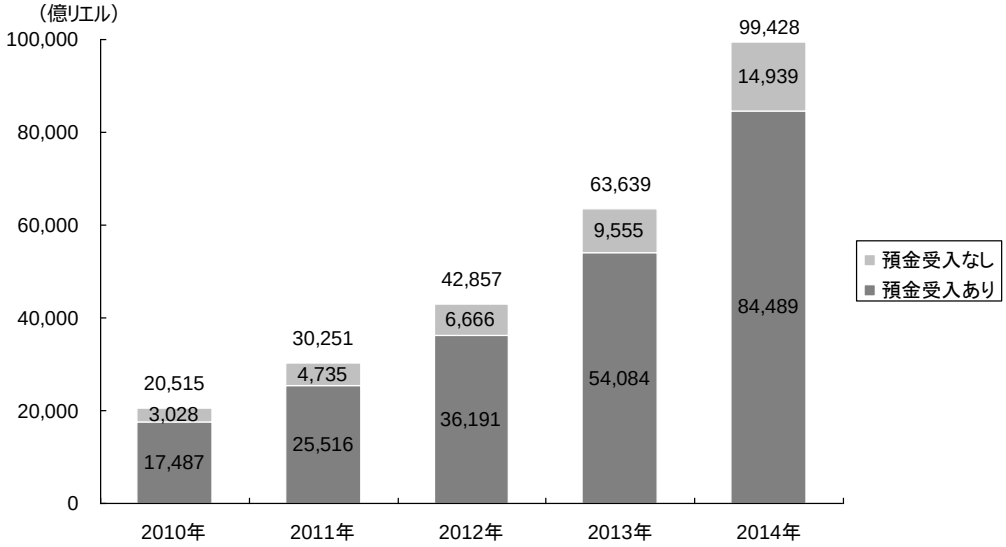

出所）NBC データより NRI 作成（各年末時点）

4） 主要法規

マイクロファイナンスセクターに関連する法規は、NBC が所管する「1999 年銀行業及び金融機関法(LBFI: Law on Banking and Financial Institution, dated on 18 November 1999)」が主である。マイクロファイナンスに係るライセンス付与条件、業務規制については、2000 年 1 月に施行された「マイクロファイナンス機関の登録及びライセンス付与に関する Prakas（英訳は Prakas on Licensing of Micro-Financing Institutions, dated on January 11, 2000 “No. B7-00-06”）」が主な法的根拠として挙げられる。詳細な規制については随時 NBC が Prakas などを発行する。

5） 主な業務規制

マイクロファイナンスセクターにおける主な業務規制としては、以下のものが挙げられる。

① 大口信用供与規制

大口信用供与規制は、一貸出先あたり自己資本の 2%以内、同一グループに対しては 3%以内と定められている（Prakas on Licensing of Microfinance Deposit Taking Institutions, dated on December 13, 2007, “No.B7-07-163 Pro Kor”）。

② 自己資本比率規制

自己資本比率規制として 15%が規定されている（Prakas on Microfinance Institutions' Solvency Ratio, dated on August 27, 2007, "No.B7-07-133 Pro Kor" / Prakas on Licensing of Microfinance Deposit Taking Institutions, dated on December 13, 2007, "No.B7-07-163 Pro Kor"）。

③ 準備金規制

NBC に対する準備金積立として、預金額の 8%以上を積立てることが求められている。また、預託金として登録資本金の 10%以上を預託することが求められている（Prakas on Licensing of Microfinance Deposit Taking Institutions, dated on December 13, 2007, "No.B7-07-163 Pro Kor"）。

④ 不良債権引当金比率規制

健全性維持の観点からマイクロファイナンス機関においては、債権額（グロス）に対する引当金比率が定められている（Prakas on Loan Classification and Provisioning Applicable to Specialized Banks for Rural Credit and Licensed Microfinance Institutions, dated on September 13, 2002 "No.B7-02-186 Pro Kor"）。なお、Substandard（破綻懸念先）以下の区分が Non-Performing（不良債権）として扱われる。

図表 20 債権区分と引当金比率

債権区分	最低引当金比率
Standard（正常先）	-
Substandard（破綻懸念先） （30 日以上の延滞）	10%
Doubtful（実質破綻先） （180 日以上の延滞）	30%
Loss（破綻先） （360 日以上の延滞）	100%

出所）NBC より NRI 作成

⑤ 流動資産比率規制

預金額に対する流動資産比率を 50%以上に常に維持することが義務付けられている（Prakas on Licensing of Microfinance Deposit Taking Institutions, dated on December 13, 2007, "No.B7-07-163 Pro Kor"）。

6） 参入規制

マイクロファイナンス機関の開設に係る一般的な規制としては資本金規制が挙げられる。

・資本金規制

マイクロファイナンス機関としてライセンス取得するための最低資本金額は、2.5 億リエルと規定されている（Prakas on Licensing of Micro-Financing Institutions, dated on January 11, 2000 “No. B7-00-06 Pro Kor”）。

また、預金受入機関となるには、以下の条件等を満たす必要がある（Prakas on Licensing of Microfinance Deposit Taking Institutions, dated on December 13, 2007 “No.B7-07-163 Pro Kor”）。

・3 年以上の事業運営（NBC からのライセンス取得あり）を行っていること
・直近 2 年以上に亘って財務状況、経営状況が健全であると NBC が判断していること
・最低払込済資本金 100 億リエルを維持していること
・直近 2 年において利益を計上していること

なお、カンボジア国においては、マイクロファイナンス事業を営むにあたっての外資出資比率規制は存在しない（外資 100%でのマイクロファイナンス機関設立が可能）。

（参考）カンボジア信用情報機関(CBC: Credit Bureau Cambodia)

カンボジア国に所在する金融機関、及びマイクロファイナンス機関からの借入状況を集約し、過剰融資・多重債務の発生を防ぐため、NBC の監督のもと、2012 年 3 月 19 日に CBC が事業を開始した。

CBC は、オーストラリア系信用情報企業である Cambodia Holdings Pte Limited が 49%を、カンボジア国内系事業者が 51%を出資する合弁企業である。

図表 21 CBC 出資構成

企業名	出資比率
VEDA Advantage Cambodia Holdings Pte Limited	49%
Association of Banks Cambodia	30%
Cambodia Micro Finance Association	10%
ACLEDA Bank	5%
Union Commercial Bank	5%
First Commercial Bank	1%

出所）CBC より NRI 作成（2015 年 8 月末時点）

CBC では、個人、及び事業者について、ポジティブ・ネガティブ情報の両方を提供する。NBC よりライセンスを付与されているすべての金融機関は、融資状況（金額、期間、担保状況等）、返済状況（延滞状況を含む）を CBC に対して報告することが義務付けられている。

(4) 保険セクター

1) 監督官庁

保険セクターの監督官庁は MEF 内部に設置されている金融機関部(DFI: Department of Financial Industry)である。

DFI では、生命保険会社(Life Insurance Company)、損害保険会社(General Insurance Company)、マイクロ保険会社(Micro-Insurance Company)、保険代理店(Insurance Agent)、保険仲立人(Insurance Broker)、及び損害査定人(Loss Adjuster)に対するライセンス発給を行っている。

図表 22 DFI 監督下にある保険関連事業者の分類

保険関連事業者分類	（英語）	社数
生命保険会社	Life Insurance Company	3 社
損害保険会社	General Insurance Company	6 社
再保険会社	Reinsurance Company	1 社
マイクロ保険会社	Micro-Insurance Company	2 社
保険代理店	Insurance Agent	3 社
仲立会社	Insurance Broker	1 社
損害査定人	Loss Adjuster	–

出所）DFI より NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

2) 保険会社分類

2014 年 12 月末時点で、カンボジア国には生命保険会社 3 社、損害保険会社 6 社、再保険会社 1 社が存在している。

図表 23 保険会社の一覧

生命保険会社 3 社		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	Cambodian Life Insurance Company Plc	2012 年 5 月設立。カンボジア国初の生命保険会社。（MEF、インドネシア系、香港系、タイ系の合弁企業）
2	Manulife (Cambodia) Plc.	カナダ系。2012 年 6 月営業開始。
3	Prudential (Cambodia)Life Assurance Plc.	イギリス系。2013 年 1 月営業開始。
損害保険会社 6 社		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	ASIA Insurance(Cambodia)Plc	1996 年開業。MS&AD グループの出資あり。
2	Cambodian National Insurance Company	略称"CAMINCO"。1993 年開業。 カンボジア国初の損害保険会社。国営企業。
3	Cambodia-Vietnam Insurance Company Plc	2009 年開業。BIDV（ベトナム）系。
4	CAMPU LONPAC INSURANCE PLC.	2007 年開業。カンボジア・パブリック銀行系。
5	Forte insurance Cambodia Plc.	1996 年開業。
6	Infinity General Insurance PLC.	2007 年開業。
再保険会社 1 社		備考
1	Cambodian Reinsurance Company	国有再保険会社
マイクロ保険会社 2 社		備考
1	Prevoir Kampuchea Micro Life Insurance	略称"PKMI"
2	Milvik Cambodia	スウェーデン系。通称 BIMA。
保険代理店/保険仲立会社 4 社		備考
1	AG Services Consulting.Co,Ltd	保険代理店
2	Campu Lonpac Insurance	〃
3	Prasac Insurance Agent	〃
4	Poe-Ma Cambodia	保険仲立会社

出所）DFI データより NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

上記に加え、2015 年 4 月には、損害保険会社として People & Partners Insurance PLC に対するライセンスが付与され、事業開始に向けた取組みが行われている。

3) セクターの概況

生命保険市場については、2012 年にカンボジア国初の生命保険会社（カンボジア生命: Cambodia Life Insurance Company）が設立され、次いでマニュライフ、プルデンシャルが参入している。市場が形成されて間もないことから、市場規模に関する統計データは未整備となっている。

損害保険市場の保険料規模は約 5,300 万ドル（2014 年）。直近 3 年間程度は年 20%近い成長を示している。

図表 24 損害保険収入料（元受保険収入料）の推移

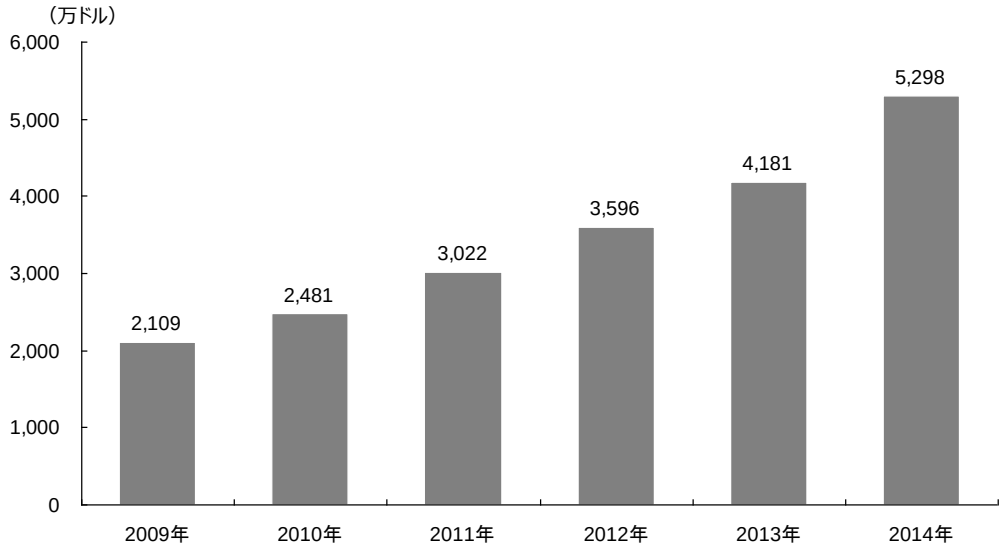

出所）カンボジア保険協会(IAC: Insurance Association of Cambodia)データより NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

損害保険の種目別では、火災保険が約 3 割（34.2%）、健康・事故保険が約 2 割（19.7%）と、これら 2 種の保険が全体の約半数を占めている。

図表 25 損害保険収入料（元受保険収入料）の種目別内訳

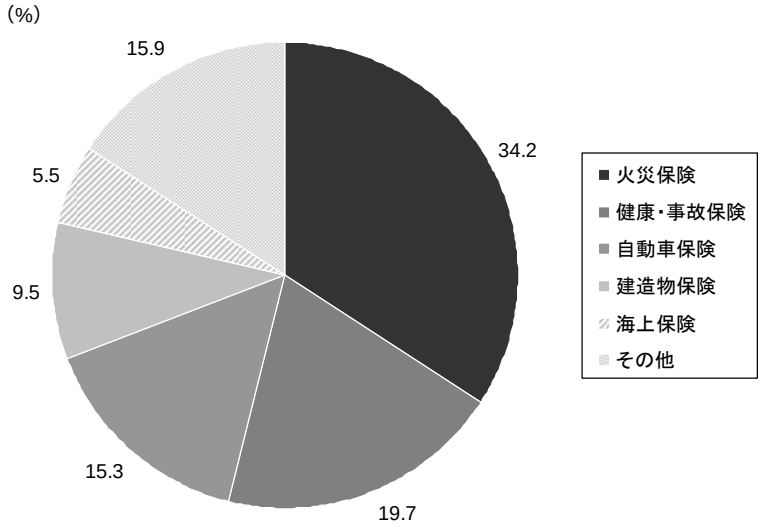

出所）カンボジア保険協会(IAC: Insurance Association of Cambodia)データより NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

（参考）損害保険会社のシェア（2012 年 12 月末時点）

6 社ある損害保険会社のうち、最大手は Forte 社で 3 分の 1 の保険料収入シェアを持っている（2012 年 12 月末時点）。

図表 26 損害保険料収入シェア

企業名	略称	保険料収入シェア(2012 年)
Forte insurance Cambodia Plc.	Forte	34.0%
Infinity General Insurance PLC.	Infinity	19.5%
CAMPU LONPAC INSURANCE PLC.	Campu-Lonpac	15.1%
ASIA Insurance(Cambodia)Plc	Asia	13.5%
Cambodian National Insurance Company	CAMINCO	8.9%
Cambodia-Vietnam Insurance Company Plc	CVI	8.9%

出所）DFI データより NRI 作成（2012 年 12 月末時点）

4） 主要法規

保険セクターに関連する法規は、MEF が所管する「保険法」である。2014 年には保険法改正が行われ、2015 年 2 月から施行されている(NS/RKM/0814/021, dated 4 August 2014)。なお、保険法（2015 年）の細則を定める Anukret （英語では Sub-Decree と称されることが多い）については、2015 年 9 月 30 日時点で公布されておらず、保険法（2000 年）に基づく Anukret、及び Prakas の多くが有効とされている。

なお、保険関連事業者のライセンスには有効期間が設定されており、更新が必要とされる。

図表 27 保険関連事業者のライセンス有効期間

	ライセンス有効期間
保険会社 （生命保険・損害保険）	初回ライセンス 5 年間 更新ライセンス 3 年間
マイクロ保険会社	1 年間
保険代理店	3 年間
保険仲立会社	1 年間
損害査定人	3 年間

出所）DFI より NRI 作成

5)　主な業務規制

①ソルベンシーマージン比率

カンボジア国においては生命保険会社、及び損害保険会社におけるソルベンシーマージン比率が以下のとおり規定されている(Article 56, Anukret on Insurance, dated September 21, 2001、及び Provision 4, Prakas on Solvency Margin for General Insurance Business, dated on March 20, 2007 “MEF No.186”)。

図表 28 ソルベンシーマージン比率

1．事業初年度	登録資本金の 50%
2．次年度以降 （再保険料分を除く保険料収入（前年度分）について）	
665 億リエル未満	133 億リエル
665 億～3,325 億リエル未満	保険料収入の 20%
3,325 億リエル以上	665 億リエル+保険料収入の 10%

出所）DFI より NRI 作成

②再保険契約締結の義務

すべての保険会社は、生命保険を除いた保険契約の 20%分以上について、国有再保険会社(Cambodian Reinsurance Company)において再保険を締結することが義務付けられている(Article 67 Anukret on Insurance, dated September 21, 2001、及び Provision 6, Prakas on Solvency Margin for General Insurance Business, dated on March 20, 2007 “MEF No.186”)。なお、国有再保険会社においては、さらなる安定維持のために、S&P 社格付け”BBB”以上を持つ、海外の再保険会社に出再することが認められている。

③保証金の預託義務

保険事業を営む事業者に対しては、国庫(National Treasury of the Kingdom of Cambodia)に保証金を預託することが求められている(Article 53 Anukret on Insurance, dated September 21, 2001)。

図表 29 保険事業を営む事業者に求められる保証金

保険事業者	保証金額
生命保険会社	登録資本金の 10%
損害保険会社	登録資本金の 10%
保険代理店	1 万ドル
保険仲立会社	5 万ドル
損害査定人	1 万ドル

出所）DFI より NRI 作成

④料率・商品認可規制

損害保険の種目中、最も多い火災保険については、保険料率に対する規制が行われている(Prakas on Fire Insurance Tariff, dated on June 14, 2007)。家屋の用途（居住用、事業用など）、建築資材の材質等に応じた保険料率が定められており、保険会社は一定の範囲内での保険料設定が義務付けられている。また、新たな保険商品の販売にあたっては MEF から事前に承認を得ることが義務付けられている。

6） 参入規制

保険会社の開設に係る一般的な規制としては資本金規制が挙げられる。

・資本金規制

保険会社を開設するにあたっての最低資本金額は、保険法（2015 年）上で、500 万 SDR 以上と規定されており、加えて Anukret によって今後定められることが記載されている。保険法（2000 年）及び Anukret に基づく最低資本金額は以下のとおりである。

図表 30 保険会社設立のための最低資本金額

分類	最低資本金額
生命保険会社	500 万 SDR
損害保険会社	500 万 SDR
生命保険、損害保険の両方を営む場合	1,000 万 SDR
保険代理店	2,000 万リエル
保険仲立会社	2 億リエル
損害査定人	2,000 万リエル

出所）MEF より NRI 作成

SDR: Special Drawing Rights 特別引出権

0.4230EUR+12.10JPY+.01110GBP+0.6600USD

2014 年 12 月末時点では SDR1=USD1.448810

なお、カンボジア国においては、保険事業を営むにあたっての外資出資比率規制は存在しない（外資100%での保険会社設立が可能）。

7） マイクロ保険に関する動向

カンボジア国におけるマイクロ保険は、マイクロファイナンス機関が顧客に対して提供する保険に由来している。また、限定された地域に拠点を置く NGO や非営利組織を通じて、CBHI(コミュニティ健康保険: Community Based Health Insurance)と呼ばれるマイクロ保険も提供されてきた。

図表 31 CBHI 実行者の例

CBHI 実行者	概要
HIP/SKY	・2003 年より事業開始。フランス系 NGO である GRET が運営。 ・HIP(Health Insurance Project)、MEADA (Micro-Insurance for Economic and Accelerated Development for All)を提供。
CHC	・1994 年設立。2012 年より CBHI 提供開始。 ・スヴァイリエン州、カンポット州、及びプノンペンにて活動。 ・Cambodian Health Committee の略称。アメリカ系 NGO。
CAAFW	・2003 年設立。2003 年より CBHI 提供開始。 ・バンテイメンチェイ州、ウドンメンチェイ州にて活動。 ・Cambodian Association for Assistance to Families and Widows の略称。
BFH	・2006 年より CBHI 提供開始。 ・タケオ州 Kiri Vong 県にて活動。 ・Buddhism For Health の略称。 ・マイクロ保険"PBHI (Pagoda Based Health Insurance)を提供。
RACHA	・2003 年設立。2009 年より CBHI 提供開始。 ・プレイベン州にて活動。 ・Reproductive And Child Health Alliance の略称。オランダ系 NGO。 ・マイクロ保険"My Family's Health"を提供。
CHHRA	・1995 年設立。2005 年より CBHI 提供開始。 ・ウドンメイチェイ州にて活動。 ・Cambodian Health and Human Rights Alliance の略称。
CHO	・2008 年設立。2009 年より CBHI 提供開始。 ・バタンバン州にて活動。 ・Community Health Organization の略称。
AFH	・2001 年設立。2010 年より CBHI 提供開始。 ・コンポンチャム州、コンポントム州にて活動。 ・Action for Health の略称。
PCHSFA	・2011 年設立。 ・Pursat Community Health Support Fund Association の略称。
STSA	・2010 年設立。2010 年より CBHI 提供開始。 ・シェムリアップ州にて活動。

出所） 各種公開資料より NRI 作成

これらのマイクロ保険には法的根拠が存在していなかったものの、2011 年に公表された MEF Prakas（英訳は Circular on Issuance of Temporary License for Microinsurance, dated on June 29, 2011 "No. 009 MEF"）によって、マイクロ保険の定義、要件、MEF による仮ライセンスの発給条件等が定められた。

図表 32 マイクロ保険に係る Prakas の主な内容

	マイクロ保険会社	CBHI
ライセンス	・事業開始前に MEF よりライセンスの取得が必要 ・最低払込済資本金 6 億リエル	・MEF に対するライセンス申請前に関連諸官庁に対する CBHI スキームを提出 ・最低 3 年間の事業運営に必要な資金を有する
定量的要件	ソルベンシーマージンとして 4 億リエル	–
預託金	最低 2 億リエルを預託	–
ライセンス有効期間	仮ライセンスは 1 年間	（左記同様）
保険商品の定義	・マイクロ損害保険(Micro General Insurance)、及びマイクロ生命保険(Micro Life Insurance)に分類 ・満期は最長 1 年 ・1 契約あたり最高補償額は 2,000 万リエル	・マイクロ生命保険
引受保険料額	払込済資本金の 4 倍以内	–

出所）MEF より NRI 作成

2015 年 8 月末時点では、マイクロ保険会社として 2 社が登録されている。

①Prevoir Kampuchea Micro Life Insurance “PKMI”

マイクロファイナンス機関の顧客（主に低収入層）向けに、生命保険を提供している。フランス系 Prevoir グループによる出資で設立された、カンボジア国で初めてライセンスを取得したマイクロ保険会社。

②Milvik (Cambodia) Plc. (Bima)

生命保険を提供、スウェーデン系。携帯電話を利用した保険商品を提供している。

(5) 証券セクター

1) 監督官庁

証券セクターの監督官庁は SECC(Securities and Exchange Commission of Cambodia: カンボジア証券取引委員会)であり、政府証券、及び非政府証券市場の管理・監督機能を担っている。SECC は 2007 年に施行された非政府証券の発行及び取引に関する法(Law on the Issuance and Trading of Non-Government Securities, dated on October 19, 2007)に基づいて設立された。同法 2 章(Chapter 2)では、SECC の構成メンバーについて規定されており、MEF 代表、NBC 代表、MOC 代表等の計 8 名が指定されている。

流通市場については、SECC による許可の下で、カンボジア国唯一の証券取引所である CSX(Cambodia Stock Exchange: カンボジア証券取引所)による管理が行われている。

2) 流通市場

・証券取引所 CSX

CSX の設立にあたっては、韓国取引所(KRX: Korea Exchange)による支援・出資が行われており、出資比率は MEF55%、KRX45%となっている。

図表 33 CSX 沿革

	概要
2006 年 11 月 20 日	カンボジア国における証券取引市場の発展に関する MOU(The development of the Securities Market in Cambodia)が MEF と KRX の間で締結される
2009 年 3 月 23 日	合弁合意書(Joint Venture Agreement)が MEF と KRX の間で締結される
2010 年 2 月 23 日	事業登記を行う
2011 年 2 月 28 日	SECC からの承認を取得
2012 年 4 月 18 日	取引開始

出所）SECC より NRI 作成

2015 年 8 月末時点で、2 社が上場（普通株 2 銘柄）、取引が行われている。

図表 34 CSX 上場企業

社名	（英語）	シンボル	上場日	引受幹事会社	備考
プノンペン水道供給公社	Phnom Penh Water Supply Authority	PWSA	2012 年 4 月 18 日	TONGYANG Securities ※現在は Yuanta Securities	MEF による出資あり (85%)
グランド・ツインズ・インターナショナル	Grand Twins International (Cambodia) Plc	GTI	2014 年 6 月 16 日	Phnom Penh Securities	台湾系縫製企業

出所）SECC より NRI 作成（2015 年 8 月末時点）

CSX における取引時間は月曜～金曜（カンボジア国における祝日を除く）の下記時間帯となっている。

図表 35 CSX 取引時間

	時間帯	取引回数制限	取引方法
オープニング・セッション	8:00-9:00	1 回	シングル・プライスオークション
立会時間	9:00-11:00	制限なし	マルチプル・プライスオークション（一部例外あり）
クロージング・セッション	11:00-11:30	1 回	シングル・プライスオークション

出所）SECC より NRI 作成（2015 年 8 月末時点）

（参考）シングル・プライスオークション、マルチプル・プライスオークション

約定価格の決定方法として、シングル/マルチプル・プライスオークションの 2 方式が採用されている。

・シングル・プライスオークション

約定価格の決定は、「より低価の売り注文」、「より高価の買い注文」を優先して行われる。

約定価格が 1 つに決定される（シングル・プライス）（いわゆる”板寄せ方式”）。

・マルチプル・プライスオークション

約定価格の決定は、発注量が合致するように行われるため、一部発注量について異なる約定価格が決まることがある（いわゆる”ザラバ方式”）。

決済は、取引成立日の 2 日後に行われる T+2 決済となっている。また、値幅制限は、日々の取引では基準価格（前日の終値）の±5%（基準価格が 200 リエル未満の場合は 10 リエル）が規定されている。なお、IPO における初価格については公募価格の 90%～150%とされている。

CSX の市場規模（時価総額）については、6,587 億リエル（2014 年）となっている。

図表 36 CSX 時価総額の推移

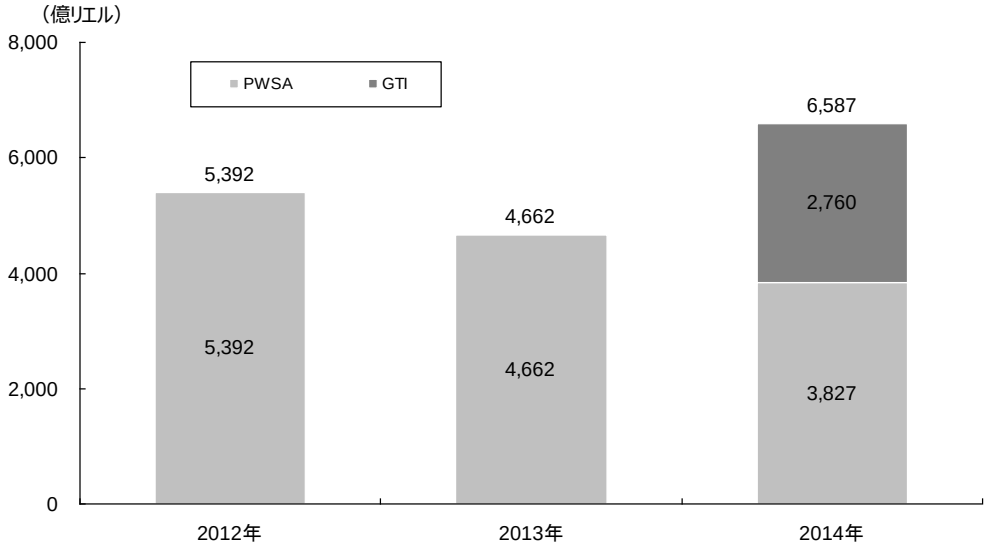

出所）CSX データより NRI 作成

１日平均取引金額については、2014 年は PWSA0.2 億リエル、GTI0.7 億リエルとなっている。

図表 37 CSX１日平均取引金額の推移

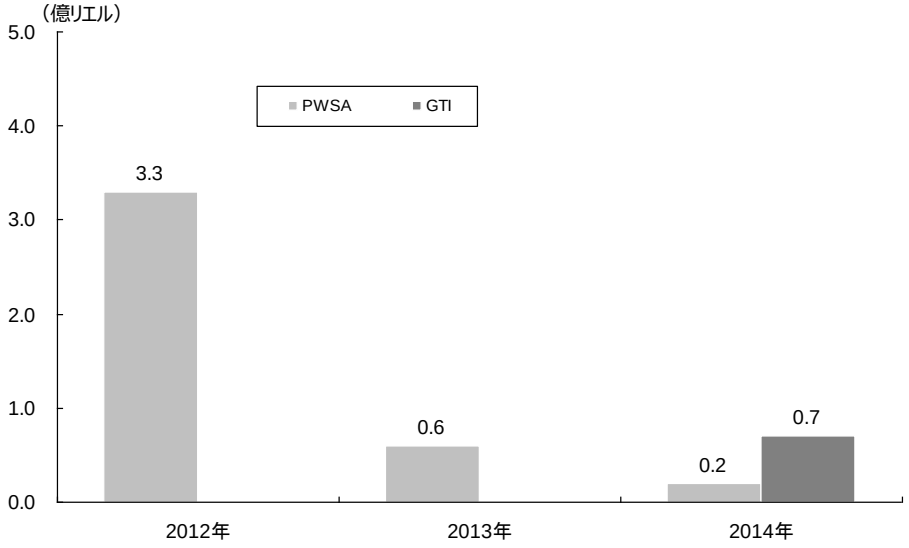

出所）CSX データより NRI 作成

（参考）カンボジア国における短期債券の動向

カンボジア国においては、NBC を通じて MEF による T-Bill（短期債券）が発行されていたものの、2015 年 8 月時点では、T-Bill の発行は行われていない。ただし、2013 年 9 月に、NCD(Negotiable Certificate of Deposit: 譲渡性預金証書)が導入され、インターバンク市場における短期資金の流動性供給ツールとして機能することが期待されている。

3) 発行市場

・株式市場

カンボジア国において、株式を上場する場合、株式公開に関する布告(Prakas on Public Issuance of Equity Securities, dated on December 31, 2009)、及び上場規則に関する布告(Prakas on the Implementation of Listing Rules, date on May 3, 2011 “No. 004/11 SECC Pro Kor”)に規定された条件を満たす必要がある。主な定量的要求事項は以下のとおり。

図表 38 CSX 上場基準（主な定量的要求事項）

	内容
企業形態	公開会社(Public Limited Company, Plc.)
最低資本金額	50 億リエル以上
株主数、及び株式数に関する規定	・議決権のある株式を 1%未満保有する株主の数：最低 200 名 ・上記株主によって保有される株式数：20 万株あるいは全株式数の 15%以上、いずれか大きい方
事業・財務状況	・上場前の 3 会計年度について累積利益 10 億リエル以上 ・直近会計年度について 5 億リエル以上

出所）SECC より NRI 作成

上記の定量的要求事項に加えて、以下の定性的要求事項も規定されている(Article 13、Article 17)。

図表 39 CSX 上場基準（主な定性的要求事項）

	内容
監査済み財務諸表の作成	・過去 3 年間 （1 年間の予測を含む）
最大株主の構成	・上場時点までの 1 年間において、最大株主の変更がないこと
株式の預託義務	・SECC による承認を受けた預託機関によって、発行株式の全量が管理されていること
ロックアップ条項(Lock-up Agreement)	・支配権を行使し得る株主においては、上場から 1 年間は、保有株式の売却・譲渡を行わない ・15%以上の株式を保有する株主においては、上場から 6 ヶ月間は、保有株式の売却・譲渡を行わない 上記を確約する書面を提示すること

出所）SECC より NRI 作成

（参考）CSX 上場要件の緩和と二部市場の創設

株式取引市場の活性化のため、上場要件の緩和に向けた検討が行われている。2015 年 7 月には、SECC が上場要件の緩和について検討を開始したことが報道された。主な検討内容は以下のとおり。

・二部市場(Growth Board)の創設

中小企業、新興企業による上場を想定した二部市場を創設する。

・資本金要件等の定量的要求事項の緩和

二部市場においては、資本金 2 億リエル以上とする。

2015 年 9 月 10 日に施行された PRAKAS 006 では以下の要件が具体的に定められた。

図表 40 緩和・変更後の主な上場基準

	一部市場 (Main Board)	二部市場 (Grwoth Board)
最低資本金額	・30 億リエル以上	・2 億リエル以上
株主数、及び株式数に関する規定	・議決権のある株式を 1%未満保有する株主の数：最低 200 名 ・上記株主によって保有される株式数： 全株式数の 7%以上	・議決権のある株式を 1%未満保有する株主の数：最低 100 名 ・上記株主によって保有される株式数： 全株式数の 10%以上
事業・財務状況	・直近 1 年間において 20 億リエル以上かつ ・2 年間の累積利益 30 億リエル以上	・利益を計上していること あるいは ・営業キャッシュフローがプラス、かつ粗利益率 10%以上
監査済み財務諸表の作成	2 年間 （1 年間の予測を含む）	直近 1 年間 （1 年間の予測を含む）
ロックアップ条項 (Lock-up Agreement)	・支配権を行使し得る株主においては、上場 1 年目の当初 6 ヶ月間は、保有株式の売却・譲渡を行わない ・次の 6 ヶ月間においては、最大 50%までの売却を認める ・15%以上の株式を保有する株主においては、上場から 6 ヶ月間は、保有株式の売却・譲渡を行わない	

出所）SECC より NRI 作成

4） 証券事業会社

2015 年 8 月現在、カンボジア国には 7 社の証券引受会社(“フルライセンス”事業者として証券関連業務全般を行うことが可能)、1 社の証券取引会社、3 社の証券ブローカー、2 社の投資助言会社が存在している。日系事業者としては、SBI ホールディングス系の SBI ロイヤル証券が進出している。

図表 41 証券事業会社の一覧（13 社）

証券引受会社 7 社 Securities Underwriter		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	Cambodia-Vietnam Securities Plc.	–
2	Campu Securities Plc.	Campu Bank 子会社
3	Cana Securities Ltd.	–
4	Phnom Penh Securities Plc.	–
5	RHB OSK Indochina Securities Limited	–
6	SBI Royal Securities Plc.	SBI グループ(65.29%)の出資あり。
7	Yuanta Securities (Cambodia) Plc.	–
証券取引会社 1 社 Securities Delaer		備考
1	Golden Fortune (Cambodia) Securities Plc.	–
証券ブローカー 3 社 Securities Broker		備考
1	ACLEDA Securities Plc.	アクレダ銀行子会社
2	CAB Securities Limited.	–
3	Sonatra Securities Plc.	–
投資助言会社 2 社 Investment Advisor		備考
1	Angkor Capital Advisors Co., Ltd.	–
2	F.U.G.I GOLD Co., Ltd.	–

出所）SECC より NRI 作成（2015 年 8 月末時点）

5） セクターの概況

株式市場においては、2014 年 6 月の GTI 上場以降、株式の新規上場は行われていない。2015 年 9 月時点で、国有企業であるシハヌークビル港湾公社（主幹事：SBI ロイヤル証券）、プノンペン経済特区社（共同主幹事：SBI ロイヤル証券、及び Campu Securities）、プノンペン港湾公社等が上場を目指していることが報道されている。

6） 主要法規

証券セクターに関連する法規は、SECC が所管する、非政府証券の発行及び取引に関する法(Law on the Issuance and Trading of Non-Government Securities, dated on October 19, 2007)が挙げられる。これらに加えて、各種の詳細な規制が布告(Prakas)等によって公表されている。

7） 主な業務規制

証券セクターにおける主な業務規制としては、以下のものが挙げられる。

・自己資本維持規制(NCR: Net Capital Ratio)

SECC では、健全性維持の観点から証券関連会社に対して、自己資本比率を 150%以上に維持することを義務付けている(Results of the 25th Board Meeting of SECC, dated on May 22, 2012)。

8)　参入規制

証券関連業のライセンス発給は SECC が行っている。証券関連事業者（引受会社、取引会社、及びブローカー）の設立に必要な最低資本金額、及び最低預託金額は以下のとおり規定されている(Prakas on Registration of Securities Register, Securities Transfer Agent, and Paying Agent, dated on June 30, 2010)。

図表 42　証券関連事業者の最低資本金額と最低預託金額

	最低資本金額	最低預託金額
証券引受会社	400 億リエル	40 億リエル
証券取引会社	250 億リエル	25 億リエル
証券ブローカー	60 億リエル	10 億リエル

出所）SECC より NRI 作成

なお、カンボジア国においては、証券関連事業を営むにあたっての外資出資比率規制は存在しない（外資 100%での証券事業会社設立が可能）。

(6) ノンバンクセクター

ノンバンク事業のうち、リース事業が NBC 監督下に置かれている。実態としては、携帯電話や家電製品の割賦販売が含まれる。

1) 監督官庁

リース事業の監督官庁は、銀行セクターと同様に NBC である。金融リース事業の定義として、動産物を対象とし、途中解約不可の 1 年以上の契約期間を有するものと定められている。なお、銀行（商業銀行、特殊銀行、及びマイクロファイナンス機関）については、NBC の事前承認を得たうえで、銀行業務の 1 つとしてリース事業を営むことが認められている。

2) リース事業者

2015 年 8 月現在、カンボジア国にはリース事業者として 6 社が登録されている。

日系事業者としては、GL ファイナンス（ウェッジホールディングス）、及び豊田通商ファイナンス（豊田通商）の 2 社が事業を営んでいる。

図表 43 リース事業会社の一覧（6 社）

リース事業会社 6 社		備考（資本構成、設立を主導した金融機関が由来する国など）
1	GL FINANCE Plc.	ウェッジホールディングスによる出資。二輪車（ホンダ）、農機（クボタ）向け販売金融を提供。
2	KK FUND LEASING PLC.	–
3	Mega Leasing Plc.	–
4	RMA FINANCIAL SERVICES (CAMBODIA) Plc.	自動車ディーラーRMA グループの金融事業会社。
5	SUOSDEY FINANE PLC.	–
6	TOYOTA TSUSHO FINANCE (CAMBODIA)	豊田通商 80%、豊田通商アジアパシフィック 10%、Kong Nuon Group Co. Ltd. 10%による出資。

出所）NBC より NRI 作成（2015 年 8 月末時点）

3) セクターの概況

リース事業に関する統計データは整備されておらず、市場規模については不明である。

4） 主要法規

リース事業に関連する主要法規としては、2009 年 6 月 20 日に施行された「金融リース法(Law on Financial Lease)」が挙げられる。同法に関する布告として下記 2 つが挙げられる。

・金融リース事業に関する布告

(Prakas on Financial Leasing Businee, dated on December 27, 2011 “B7-011-241 Pro Kor”)

・金融リース会社のライセンスに関する布告

(Prakas on Licensing of Financial Lease Companies, dated on December 27, 2011 “B7-011-242 Pro Kor”)

なお、リース会社のライセンスの有効期間は 5 年間とされている(Article 8, Prakas on Licensing of Financial Lease Companies, dated on December 27, 2011 “B7-011-242 Pro Kor”)。

5） 主な業務規制

・預託金

リース会社に対しては、登録資本金の 5%以上を NBC 口座に預託することが義務付けられている(Article 10, Prakas on Licensing of Financial Lease Companies, dated on December 27, 2011 “B7-011-242 Pro Kor”)。

6） 参入規制

・資本金規制

リース会社の設立にあたっては、登録資本金として最低 2 億リエル以上が規定されている(Article 3, Prakas on Licensing of Financial Lease Companies, dated on December 27, 2011 “B7-011-242 Pro Kor”)。

なお、カンボジア国においては、リース事業を営むにあたっての外資出資比率規制は存在しない（外資 100%でのリース事業会社設立が可能）。

（参考）カンボジア国における質屋事業

カンボジア国においては、質屋事業に関する法制度が未整備であったが、2010 年以降、各種の規制制度が定められている。2010 年 1 月には、Prakas on Licensing to Pawn Businesses, and Buying-Selling of Pawned Pledges and Liens by Cession, dated on January 12, 2010 “Prakas No.028 MEF”が定められ、最低資本金 8,000 万リエル、うち 10%以上を MEF に預託すること等が定められた。なお、ライセンスは 1 年ごとの更新が必要とされた。

加えて、同布告に関する細則として、Notification on Licensing Pawned Business and Buying-Selling of Pawned Items and Licensing of Security Business by Transferring, dated on January 25, 2010 “Notification No.001 MEF”が定められている。質屋事業者における貸出金は資本金の 20%以内に制限されている。

質屋事業は上記規制を所管する MEF の監督下にあり、5 社程度(Cash-U-Up Pawn Shop、Ly Hour Pawn Shop 等)がライセンスを付与されているもの、ライセンスを保有しない事業者も存在する(当地での報道より)。宝石や自動車、二輪車等が質草とされている。低所得者が利用しており、銀行を含むマイクロファイナンス機関等の利用も困難な人々が中心となっている。そうした人々がヤミ金融の被害を受けることを防ぐため、質屋事業を MEF の規制下に置き、ライセンス付与事業者による健全な市場育成を図る意向との報道がなされている。

(7) 決済システム

NBC が管理する決済システムとして、小切手クリアリングシステムと National Clearing System の 2 つが存在する。

1) 小切手クリアリングシステム

小切手は、主に企業間取引において用いられており、ドル建てとリエル建ての 2 種類が取扱われているものの、ドル建て小切手が主に取引されている。小切手クリアリングシステムは 1993 年に運用が開始され、当初はリエル建て小切手のみを取扱っていた。2000 年に施行された PRAKAS on US Dollar Denominated Check Clearing House No.B5-00-150 を受けて、ドル建て小切手のクリアリングが行われるようになった。

小切手用紙の詳細な様式（用紙サイズ、記入方法等）については、2008 年に施行された PRAKAS on Check Standard No.B9-08-186 に附属するガイドラインにて規定されている。

現在、5 地域（プノンペン、シアヌークビル、シェムリアップ、バタンバン、コンポンチャム）にクリアリングハウスが設置されている。

クリアリング件数は、2014 年には約 93 万件（うちドル建て小切手が約 89 万件）となっている。

図表 44 小切手クリアリング件数の推移

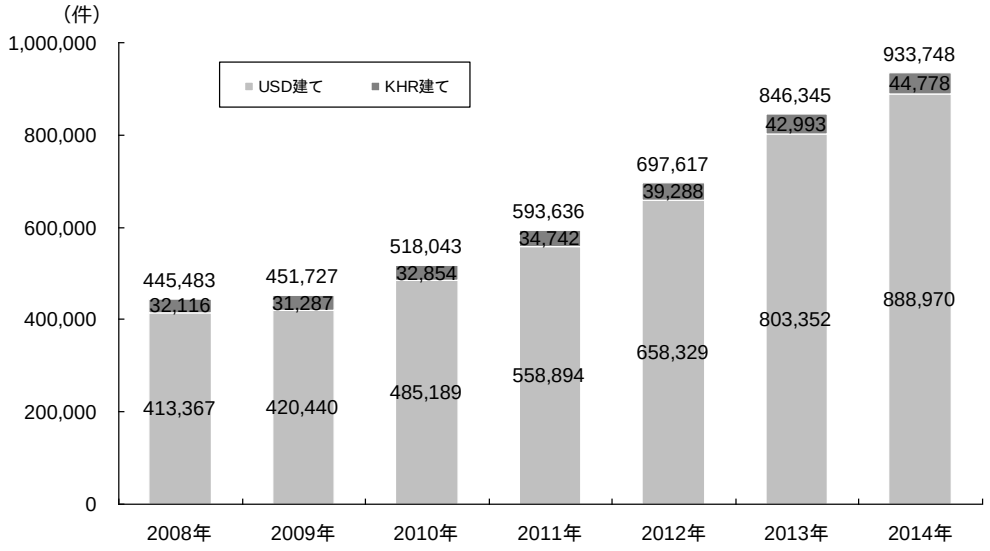

出所）NBC データより NRI 作成

ドル建て小切手クリアリング金額は、2014 年に約 180 億ドルとなっている。

図表 45 ドル建て小切手クリアリング金額の推移

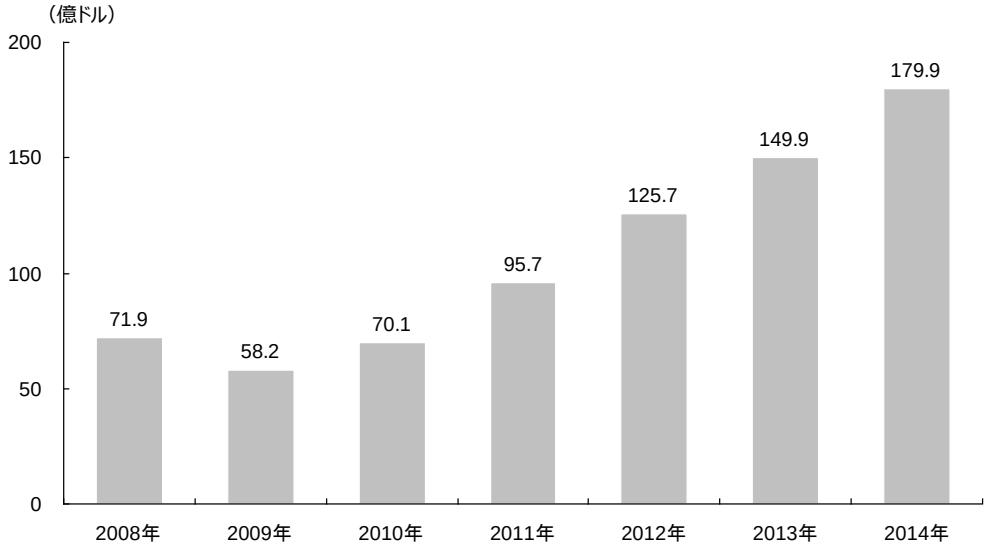

出所）NBC データより NRI 作成

リエル建て小切手クリアリング金額は、2014 年に 3.8 兆リエルとなっている。

図表 46 リエル建て小切手クリアリング金額の推移

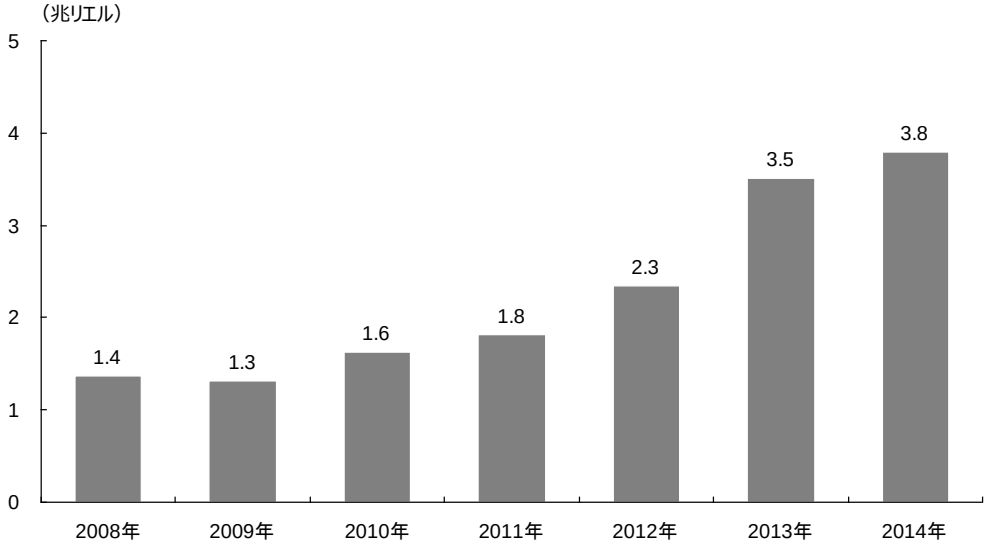

出所）NBC データより NRI 作成

2） National Clearing System

2012 年 12 月に NBC より新たなクリアリングシステム(National Clearing System)の運用を開始することが発表された。従来の小切手クリアリングシステムに加え、インターバンク市場の決済にも対応することを目指している。導入にあたっては ADB による支援が行われており、システムはスウェーデン企業 CMA Small Systems AB 社によって提供されている。2015 年 4 月時点で、37 行の銀行が NCS のメンバーとして参加している。

3. カンボジア国における企業向け金融サービス

(1) 日系企業進出動向

MOC に会社登録されている日系企業数は、2014 年時点で 246 社となっている。

図表 47 MOC に登録されている日系企業数

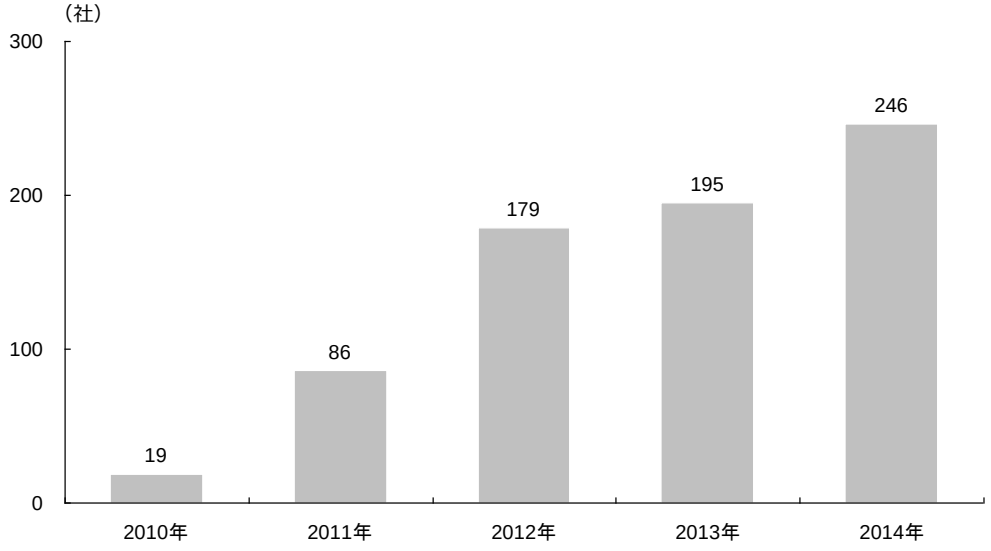

出所）JICA 資料より NRI 作成

また、カンボジア日本商工会に所属する会員企業数は、2015 年 8 月末時点で正会員 157 社、準会員 38 社の計 195 社となっている。

金融分野においては、本報告書「２． 金融セクターの概要」に記載された金融機関に加えて、都市銀行が駐在員事務所（いずれもプノンペンに所在）を開設している。加えて、当地における主要銀行と業務提携覚書が締結されている。

図表 48 カンボジア国に駐在員事務所を開設している日系金融機関

	開設日	業務提携覚書 （締結年月）
東京三菱 UFJ 銀行	2012 年 2 月 6 日	カナディア銀行 （2013 年 2 月）
三井住友銀行	2012 年 2 月 8 日	アクレダ銀行 （2012 年 8 月）
みずほ銀行	2013 年 7 月 8 日	メイバンク（カンボジア） カナディア銀行 （2013 年 9 月）

出所）NBC データ、各種公開情報より NRI 作成（2015 年 8 月末時点）

2014 年 8 月には、アクレダ銀行の発行済み株式の 12.25%を IFC より三井住友銀行が取得、さらに 2015 年 8 月には 6%を追加取得することが発表され、保有比率を 18.25%とすることが発表された（オリックスによる保有比率 12.25%）。

なお、国外金融機関が開設する駐在員事務所に対して NBC が付与するライセンスは、初回 2 年間有効とされており、1 回に限り延長を申請することが認められている(Article 13, LBFI)。

(2) 日系事業会社が利用する現地金融機関サービス

カンボジア国においては、内外資本移動に関する規制がなく、またドル化経済が進んでいる（後述）。また、現地銀行からの借入金利も高い（金利 10%以上）。日系企業の資金調達においては、現地での借入を避けて、親会社からの借入や近隣国（シンガポール、タイなど）での借入が行われている。

そのため、日系事業会社が利用する現地金融機関のサービスは、法人口座の開設・取引や従業員向け給与振込口座の開設が主となっている。

図表 49 銀行貸出金利の推移（残高加重平均・貸出期間 12 ヶ月）

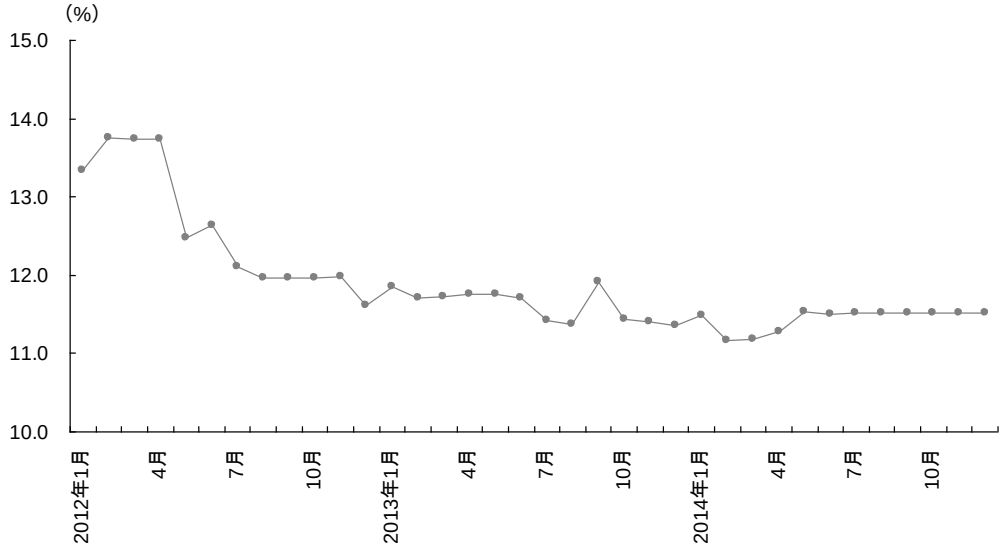

出所）NBC データより NRI 作成

4. 日系金融機関がカンボジア国へ進出・事業展開する際の阻害要因

カンボジア国において事業を営む日系金融機関（駐在員事務所を含む）等に対して、当地において事業を営む上の阻害要因として懸念される事項を確認した。

(1) 金融規制制度に関連する事項

①銀行セクター

・コンプライアンス上の問題が懸念される

外資出資比率規制、内外資本移動に関する規制等がないことから、進出・事業展開にあたって、規制制度に関連した阻害要因は日系金融機関からは指摘されなかった。ただし、フィット＆プロパー要求事項の制定が遅れたことから、資産規模の小さい銀行の一部について、銀行経営経験が十分ではない経営層による運営がなされているため、内部統制が機能していない、などのコンプライアンス上の問題が懸念されることが日系金融機関から指摘された。

②マイクロファイナンスセクター

・ライセンスを持たない事業者に対する罰則が定められていない

地方部を中心として、マイクロファイナンス事業ライセンスを持たない不法金融事業者が存在している。加えて、法的な罰則が定められていないため、当局による取締りの実効力がない。CBC に対して借入状況等を照会しても、それら事業者からの借入情報は反映されないため、与信業務に影響が出ていることが指摘された。また、多重債務問題につながりかねないことへの懸念も示された。

・フラットレートの適用が認められていない

マイクロファイナンス機関が提供するローンについて、2001 年以降、フラットレートでの金利適用が禁止されている(Prakas on the Calculation of Interest Rate on Microfinance Loans, dated on August 14,2001 “No.B7-01-115 Pro Kor”)。月々の返済金額を都度計算する必要があるため、マイクロファイナンス機関における業務が複雑になっていることが指摘された。

③保険セクター

・カンボジア国内での資産運用の選択肢が限られている

カンボジア国内の保険会社は、保険準備金の 75%以上を国内で運用することが義務付けられている(Article 66, Anukret on Insurance, dated on September 21, 2001)。カンボジア国債の発行がなく、また株式取引市場も未熟な中で、保険会社の資産運用の選択肢が限られている（銀行預金が主となっている）ことが指摘された。

・バンカシュランスの展開にあたり、銀行、及び保険監督当局からの許可が必要とされる

保険会社からの指摘として、バンカシュランスを展開する際の銀行提携に許可が求められる点が挙げられた。銀行との提携にあたっては、銀行監督当局(NBC)、保険監督当局(MEF)の両方から許可を得る必要がある。その一方で、許可取得に要する時間が長いため、バンカシュランス展開が阻害されていることが指摘された。

・保証金預託が高額となっており、個人保険代理店を通じた保険販売の拡大が難しい

保険代理店については、保証金の預託義務が定められている。しかしながら、保証金額が 1 万ドルに設定されており、個人自営業者にとって高額となっている。そのため、個人代理店を通じた保険販売の拡大が困難となっていることが指摘された。

・商品認可までに必要な期間が長い

保険商品の提供内容（仕組み、保証範囲など）は、MEF による事前承認が必要とされている。日本においては、申請後 90 日間を経過すれば、自動的に承認扱いとされるルールがあるものの、カンボジア国ではそのようなルールが定められておらず、承認までのタイムラインも決められていない。特に、カンボジア国にとって新しい保険商品を審査する場合には、申請から承認までの期間が長いことが指摘された。

④証券セクター

・上場企業に対する経済的メリットが少ない

法人税の減免等のインセンティブが設定されているものの、依然として上場企業に対する経済的なメリットが少ないことが指摘された。監査費用や CSX 手数料など、上場維持に必要な費用が多くのカンボジア国内企業にとって高いことが指摘された。

⑤ノンバンクセクター

・リース業に関する規定に不明確な部分が残されている

リース業に関する規定は 2 つの PRAKAS が定められているのみで、詳細な規定について不明確な部分が残されている。PRAKAS では規定されていない事項が多いため、リース事業者においては、事業を営む上で NBC への確認が必要となることが多い点が指摘された

(2) 金融規制制度関連以外の事項

①銀行セクター

・法人口座を持たない現地企業が存在する

カンボジア国においては、法人口座を設定せずにオーナーの個人口座での取引が行われる場合がある。その背景には、法人口座の開設によって信用力が高まるといったメリットがカンボジア国では少ないことが挙げられる。日系企業の中には、内規によって個人口座での取引を認めない企業もあることから、そうした企業との取引に困難が生じる場合がある。

・登記制度の整備が進んでおらず、担保価値が損なわれる懸念がある

不動産登記制度はあるものの、登記が不確実、あるいは二重登記されている場合がある等の問題が指摘された。クメール・ルージュ政権時代を通じて、土地登記簿や権利所の多くが損失しており、特に地方部での権利関係を確認することが困難になっている。銀行セクターにおいては、銀行融資の担保となる土地・家屋についての権利関係が不明確となり得ることが懸念されている。

②保険セクター

・保険市場の歴史が浅く、市場規模が小さい

カンボジア国における保険市場は周辺国と比較して依然として小さい。外資出資比率規制がなく、単独での日系保険会社進出も可能だが、単独進出時の採算性に対する懸念が指摘された。

・保険会社に対する信頼感が醸成されていない

保険業界の歴史が浅い中、保険に対する理解・教育が不足していることが指摘された。保険金の不払い問題が各種報道等を通じて取上げられるなど、保険会社及び保険全体に対する信頼感が低いことに対する懸念が示された。

・カンボジア国内における保険関連人材が不足している

カンボジア国内ではアクチュアリーなど保険関連人材を確保することが困難となっている。また、生命保険会社においては、会社内に保険加入前診断や支払審査を行う医師を確保することの困難さも指摘された。

③証券セクター

・市場規模が小さい

CSX 上場企業が 2 社にとどまっており、株式取引量も限られている。カンボジア国内の投資家が少ないことに加えて、投資信託や社債などの他証券商品の上場もないことから、証券市場の規模が小さいことが指摘された。

（参考）カンボジア国への企業進出上の課題

金融機関以外の日系進出企業（主に製造業）にとっての課題として、労働者の賃金問題（最低賃金の引上げ）と電力事情（電力供給の不安定さ）の 2 点が指摘された。

最低賃金については、2013 年以降、年 20%以上の割合で増加してきた。さらに、2014 年時点で月額 128 ドルの最低賃金が、2016 年より 177 ドルに大幅に引上げられる見通しである。工場労働者を多数雇用する必要がある製造業にとっては、人件費負担の増加が懸念されている。

図表 50 最低賃金（月額）の推移

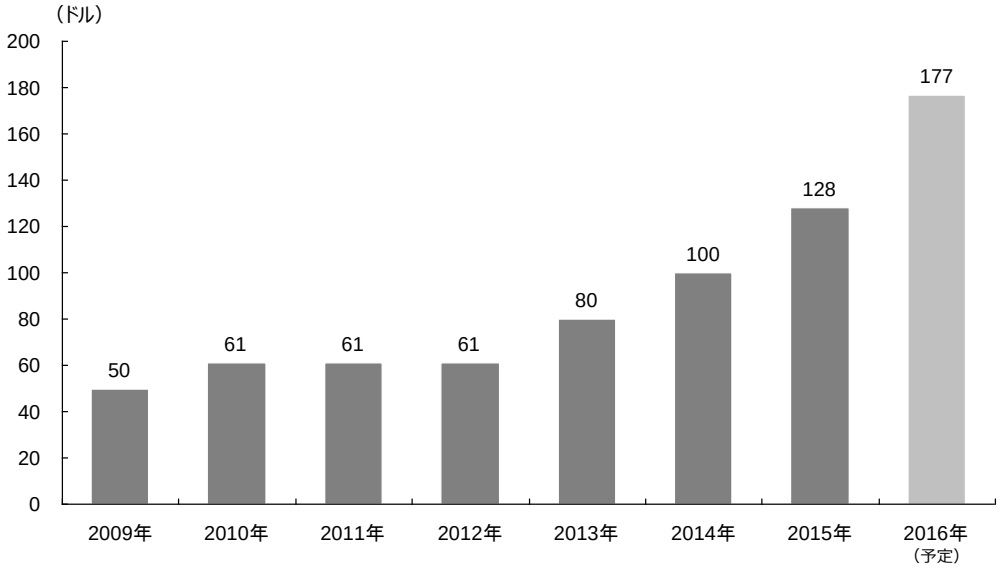

出所）NBC データより NRI 作成

電力供給については、必要電力量の多くを周辺国からの輸入に依存していることに加えて、送電ネットワークが整備されていないことで、電力供給が不安定になることが多いことが指摘された。

5. 金融インフラ整備に向けた支援テーマ案

本章では、NBC、MEF、及び SECC に対するヒアリングにおいて、当局より関心が示された事項を整理する。なお、それら事項に対応するための取組み内容については、本委託調査を実施した株式会社野村総合研究所による提案内容である。

(1) NBC 向け支援テーマ案

1) 金融システム安定に係る組織能力強化

カンボジア国においては経済・金融のドル化が進んでおり、金融システム安定に対する高い関心が NBC から示された。具体的な内容としては、金融庁職員等が行う分析のフレームワークや、規制等のあり方が挙げられた。

支援の取組みとしては、金融システム安定に関わるNBC職員への研修を通じた情報・知見等の提供が想定される。金融庁における分析手法のレクチャー、金融機関における取組みに関する情報提供等が考えられる。

2) ノンバンク（ファイナンス・カンパニー）業態の制度整備支援

現状の法制度においては、諸外国において販売金融や消費者無担保ローン、クレジットカード事業などを営むノンバンク（ファイナンス・カンパニー）業態が定義されていない。3つの銀行業務のうち1つのみを営む特殊銀行の位置付けを見直すなど、ファイナンス・カンパニー業態の定義等について関心が示された。

支援の取組みとしては、日本及び諸外国におけるノンバンク事業の定義、法制度に関する情報提供、及びカンボジア国における制度整備支援が想定される。諸外国の例としては、近隣諸国であるタイ、インドネシア、ベトナムといった国々の事例が、NBC によるノンバンク事業の理解に有用と考えられる。

3) 電子マネーに関する制度整備支援

決済システムの安定と高度化に向けた取組みとして、電子マネーに関する制度整備に関する関心が示された。また、プリペイド式電子マネーにおける消費者保護の取組みについても関心が示された。

支援の取組みとしては、日本及び諸外国における電子マネーに関する法制度、利用者保護の取組み等についての情報提供が想定される。電子マネー普及の経緯についても整理を行いつつ、カンボジア国に対する示唆を示すことが必要と考えられる。諸外国の例としては、近隣諸国であるタイ、インドネシア、ベトナムといった国々の事例が考えられる。

4)　コングロマリット監督のあり方に関する制度整備支援

カンボジア国では大手事業者の多くが同族財閥を構成し、複合的にビジネスを展開している。金融セクターでは、ロイヤルグループやカナディアグループなどが各種ビジネスを展開している。そのような状況の中でコングロマリット監督のあり方について NBC から関心が示された。

コングロマリット監督のあり方については、日本における法制度の枠組みに加えて、終戦直後の財閥解体などの歴史的な経緯に関する情報提供が想定される。また、諸外国の事例として、経済活動において財閥の存在感が高い韓国を取上げることも有用と考えられる。タイ、インドネシア、フィリピンなどの国々を含め、1997 年のアジア通貨危機前後の取組みについて整理することで、カンボジア国に対する示唆を示すことが必要と考えられる。

5)　リース事業監督のあり方に関する情報提供

カンボジア国におけるリース事業は NBC 監督下に置かれており、リース事業監督のあり方について NBC から関心が示された。

支援の取組みとしては、諸外国におけるリース事業監督の枠組みに関する情報提供が想定される。リース事業は日本においては規制業種ではないものの、銀行本体によるリース事業解禁までの経緯など、日本のリース業についても情報提供を行うことが望ましい。諸外国の例としては、近隣諸国であるタイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア国々の事例が考えられる。

(2) MEF 向け支援テーマ案

1) 自賠責保険の完全導入に向けたロードマップ作成支援

カンボジア国においては、商用車、乗客運送業に用いる車両以外は、自賠責保険への加入が義務付けられていない。しかしながら、2015 年保険法において、「上記車両以外で自賠責保険への加入を義務付ける車両を Anukret で定める」旨が示された(Article 34, Insurance Law 2015)。

上記を受けて、MEF は Anukret の起草作業、及び自賠責保険の対象車両拡大に向けた検討を行っている。導入当初は高級車のみを対象とすることを検討しており、全車両の自賠責保険加入に向けた段階的な取組みを図る予定である。なお、自賠責保険に関する Anukret については他国際機関等からの支援は受けておらず、支援に対する MEF の期待が高い旨が聞かれた。

MEF による懸念事項として、車両保有者の間に保険料支払いへの強い抵抗感が存在することが挙げられた。また、公共事業運輸省(MPWT: Ministry of Public Works and Transport)や内務省(MOI: Ministry of Interior)下にある警察組織との調整業務も挙げられた。

支援の取組みとしては、日本での自賠責保険普及の経緯、取組みに関する情報提供に加えて、自賠責保険の完全導入に向けた中長期的なロードマップ作成が想定される。

2) 保険監督フレームワークに関する組織能力強化

MEF では、金融庁による保険監督フレームワークに関するセミナー等への参加を行ってきた。さらなる組織能力強化に向けて、金融庁での研修実施に対する期待が MEF より挙げられた。

（参考）2015 年保険法施行に伴う Anukret の策定

MEF では、2015 年保険法の細則を定める Anukret を準備中である（2015 年 9 月 30 日時点）。複数の Anukret を公布する予定となっており、一部については国際支援機関等からの支援が行われている。

・保険（損害保険・生命保険）	：ADB、及び米国財務省等
・自賠責保険	：支援なし
・マイクロ保険	：フィリピン
・年金	：ドイツ・国際協力公社(GIZ)、WB、Earnst & Young 社等

(3) SECC 向け支援テーマ案

1) IPO 促進に向けたインセンティブ設計

CSX の上場企業が 2 社にとどまる中、今後の上場促進に向けて、企業側が求めるインセンティブ設計への関心が SECC より示された。現在、上場後 3 年間にわたって法人税の 50%減免、及び法人税納付回数の削減（月払いから年払いへ）といった措置が取られている。また、税務当局とともに共同ワーキンググループを設置した上で税制面でのインセンティブ検討が進められている。

しかしながら、SECC からはさらなるインセンティブの付与に向けた検討が必要との認識が示された。また、一部の銀行が上場への関心を示しているとの情報がある中で、銀行業に関する規制制度（株主構成の変更等）との整合性についても関心が示された。

上記を踏まえ、今後の具体的な支援の取組みとしては、企業インタビュー等を通じたインセンティブ把握のための確認調査、日本を含む諸外国のインセンティブ事例や規制当局との調整等に関する情報提供、及びそれらを踏まえたインセンティブ設計支援が想定される。

2) 株式取引の活性化に向けて当局が担う役割の検討と具体化支援

株式取引の活性化には、市場に対する信頼性向上が必要との認識から、市場参加者向け各種トレーニングの提供や啓発活動の実施をSECCでは検討している。そうした活動内容の具体化に加えて、株式取引の活性化に向けて SECC が担うべき役割を検討する必要が認識されている。

支援の取組みとしては、日本における取組み事例（日本取引所グループ等の取組み等）、金融庁の取組みに関する情報提供等が想定される。また、CSXにおける取引ボリュームが小さい現状を踏まえ、類似した状況にある諸外国での取組み事例に関する情報提供等も有効と考えられる。それらを踏まえて、SECC が担うべき役割の具体化支援が想定される。

3) 集団投資スキームに関する制度整備支援

SECC では、政府による年金制度の導入検討等を受けて、投資商品の多様化に向けた集団投資スキーム(Collective Investment Scheme)に関する制度、及び規制草稿を作成している。しかしながら、集団投資スキームに関する情報が不足していることに SECC 側から懸念が示された。

支援の取組みとしては、日本における規制制度（金融商品取引法等）の発展経緯に関する情報提供、及び集団投資スキームの制度設計支援が想定される。

4） アジア金融連携センター（AFPAC）等を通じた派遣職員の増員や本邦からの専門家派遣を含む組織能力強化

金融庁は、アジア金融連携センター（AFPAC）を設置し、アジア諸国等からの金融当局者を研究員として順次招へいしており、各研究員の関心分野に応じた研修プログラムを提供している。SECC も、AFPAC に対し職員派遣（SECC から金融庁へ派遣）を実施しており、SECC は AFPAC 派遣を通じて得られる業務経験を高く評価している。一方、SECC 職員が 100 名を超える中で、国外での実務経験を持った人材を増やしながら、組織能力強化をさらに図りたいとの意向が SECC より示された。今後、SECC 内 6 部局から 1 名ずつ派遣するなど、積極的に職員を派遣していきたいとの考えもきかれた。また、金融庁から SECC への 1～2 ヶ月間程度の期間での職員派遣への期待も示されるなど、SECC の組織能力強化への取組みに対する関心が示された。

6. 参考文献・web サイト一覧

・「カンボジアの投資環境」（国際協力銀行，2013 年 4 月）
・Annual Supervision Report（NBC，2014 年）
・Financial Sector Development Strategy 2011-2020 (ADB，2012 年）
・MONEY AND SOVEREIGNTY（NBC / Jean-Daniel Gardere，Melon Rouge，2010 年)
・Sector Assessment: Finance (Cambodia) (ADB，2013 年)
・Strengthening the Financial Sector in Cambodia (WB，2008 年)
・THE INSURANCE AND REINSURANCE LAW REVIEW 3rd Edition, Chapter 7 CAMBODIA (Antoine Fontaine, Bun & Associates, Law Business Research, 2015 年)

・web サイト
・ADB (www.adb.org/)
・IMF (www.imf.org/)
・MEF (www.mef.gov.kh/)
・MOC (www.moc.gov.kh/)
・NBC (www.nbc.org.kh/)
・SECC (www.secc.gov.kh/)
・WB (www.worldbank.org/)